建設経済常任委員会

令和5年11月24日(金曜日)午前11時10分開会

出席委員(8名)

委	員	長	大	野	恭	男		副	委	員	長	小	島	耕	_
委		員	山	形	紀	弘		委			員	星	野	健	\equiv
委		員	中	里	康	寛		委			員	鈴	木	伸	彦
委		員	中	村	芳	隆		委			員	鷰	藤	寿	_

欠席委員 (なし)

紹介議員(なし)

出席議会事務局職員

議事日程

- 1. 開 会
- 2. 協議事項
 - (1)12月定例会における委員会の運営(付託予定議案、日程等)について (2)その他
- 3. その他
- 4. 閉 会

開会 午前11時10分

◎開会及び開議の宣告

〇大野委員長 皆さん、お疲れさまです。

本会議終了後、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

12月市議会の対応について話し合いたいことがございまして、お集まりいただきました。

◎協議事項

○大野委員長 早速、協議事項に入っていきたいと 思うんですけれども、座って説明させていただき ます。

(1)の12月定例会議における委員会の運営についてということで、事務局から説明をいただきます。 飯泉さん。

- ○飯泉書記 (12月定例会議における委員会の運営 について説明。)
- 〇大野委員長ありがとうございます。日程については、皆さん、よろしいですか。[「異議なし」と言う人あり]
- ○大野委員長 じゃ、続いて、委員会は12月4日、 1日限りということで、もし御希望などあればな んですが、所管事務調査の希望がもしございまし たら、提案していただければというふうに思いま す。
- ○小島副委員長 じゃ、1つ、私が思うには、タカムラの要望書とはまた別の話として、タカムラで今度、この間鈴木さんも言っていましたけれども……。

[「バイオマス」と言う人あり]

○小島副委員長 バイオマス発電施設を造るとか、 あとは新しい施設も造るということで、具体的な ところが全然私には見えていないので、施設のほうはちょっと問題、防疫の関係で難しいかと思いますけれども、新しく造るところであればあまり防疫のほうは関係ないので、そちらのほうを、こういう形でという説明をタカムラから受けられますか、場所を見ながら。

- **〇鈴木委員** 現地に行ってということ。
- ○小島副委員長 現地に行きたいなと、行ければ。 可能であれば、どちらの日でもいいですけれども、 向こうがいい日でもいいですけれども、5日、6 日のどちらか。
- ○鈴木委員 大局的に、それって勘違いされるんじ やないのかなという気がする。
- ○小島副委員長 反対するわけじゃなくて、どういうふうな、実際にここではもうあれじゃないんだよね。実施については県に申請が上がっていてという段階で、今回の要望運動は、自治会とか全てを含めてやってほしいと言われましたけれども、そうじゃなくて、議員として実態を見ないでいろんなことは言えないので、そこはまずは現地を見て、どういうふうな考えを持っているのかというのはしっかりと見ながら判断していきたいということからいえば、見ることについて問題はないのかなと私は思うんですけれども。
- ○大野委員長 今、小島副委員長からあったんですけれども、それは何ですか、新しく事業を行うということに対してという、その調査をするというわけ。皆様の御意見を。

鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと言いにくいんだけれども、この後、要望書が来ているじゃないですか。それは、要望書の話はそのときに審査するんだけれども、そのときに、要望に応えるような形で現地視察はしないという考え方があるわけですよね。それを踏まえると、それの関連施設というところで、結

局行くところは同じ場所なんですよね。そうすると、勘違いするかしないかは要望している人たちの考え方だから、行ってしまうと、結局、那須塩原市議会が単独で行ったとしても、あの人たちは、我々の希望に応えて見に来てくれたというふうに勘違いするのは向こうなもので、行くと、事業体というのは、すごく俺も本当は興味があるんだけれども、そこに行ってしまうこと自体は、いい意味では、それは市民のためを思ってということにも向こうは理解するかもしれないけれども、要望に応えて、市全体のバランスを考えたときに、そのときに決めることですけれども、そこを踏まえて一緒に考えたほうがいいんじゃないかなという気がするから、ちょっと難しいかなというところはあります、私としてはね。

○小島副委員長 そういうことは別で、結局今回の要望書の中身を見ると、要は議会だけじゃなくて、それも含めて実態を見てほしいというような書き方をしているんだよね。それを議会が先導してほしいというような要望書なんだよね。でも、それはちょっと無理だろうと私も思うんですよ。そういう面では、議員だけで実態を見せてもらうし、取組をどういうふうに考えているのかというのを聞くというのは、そこは私はやったとしても、あまり問題はないのかなという感じはするんですけれどもね。

〇大野委員長 中村委員。

○中村委員 今、小島さんの意見も、それは確かにいい面もあるんですが、開発行為に対してそれを我々が先に見に行ったとしましても、今、鈴木委員が心配されている、それについて我々が何も言わなかったと、帰ってきて。見てきましたよという感じで、何か結論でも出して、ああせい、こうせいと言わない限りは、見に行って承認をしてしまったという解釈を、私はこういうクレームをつまる。

けている人には取られる可能性があるよね。 [「向こうの……」と言う人あり]

〇中村委員 見に行って何も言わなかったら、そう すると、議会は見に行って、承認をして、納得し て帰ってきましたよと。私たちの気持ちは全然む げにしたという形の、今言った解釈をする可能性 は若干生まれてきますよね。見に行かなければ、 どうのこうのというのは分からないので、ある程 度の施設ができて、本当にこっちの指令もしたで した、排出がしっかりしているかとか、そういう のを現場を調査、建てたところを見に行くんであ れば、ある程度は我々が、執行部もやっている、 臭いが出ないようにしてくださいよ、道路を整備 してくださいよというのを見に行くのは分かりま すよ。だけれども、何もないところの自然のとこ ろに行って、今ここでみんな集めてやってくださ いよというのに、我々だけ行って現地を見てきま した。ああ、こういう土地にあるんですかという のを見るのは勝手なんですが、それでも何も言わ なかったら、この陳情を要望している人からする と、議会に対してさらなる不満が出るというよう な気がするの。見に行ったんだけれども、何もし なかったんだと。だって、何もしようができない んだから、見に行ったって、現状は自然のままの ところをさ、木一本切っているところじゃないん だし。だったら、私は工事の完成間際にでも行っ て、こういったものはクリアしてくれていますか とか、そういうものを視察するというのだったら ば若干はいいんですが、見に行って、何ができる かですよ。何もできない、ただ行って、委員会で やってきましたというのは、ちょっと第三者に対 してもすっきりしないところが出てきそうだよね。

〇大野委員長 齋藤委員。

という感じが私はしました。

○齋藤委員 まさに鈴木委員と中村委員が言うよう

に、そういう今回の要望書が出ていて、その結論がある程度我々で出ている中で視察へ行くことが、誤解を招くことがあるのが一つと、あと、要望の趣旨の中に、市議会議員を中心とした視察をして、確認の上、現地視察を求めますということで、その下に羅列があって、視察委員構成ということで、那須塩原市議会議員、那須塩原市関係各所、あと周辺自治会代表、その他というのを逆に無視して行ったという捉え方もされる。一緒にやってくれというのを、そういう部分もあるし、先ほどお二人が言った部分で、今行く時期ではないなという、自分もそう思います。

- ○大野委員長 そのほか御意見ございますか。 山形委員。
- ○山形委員 この要望書はもう9月ぐらいに実は来ていて、県のほうでこの建設に反対しろというふうな陳情が来て、県は不採択だったんです。何の不備もなく、建設はオーケーということで、林地開発の許可は、今県から移譲されて実は市なんです。それが提出されたのは11月上旬なんですが、皆さんに言っちゃいますけれども、林地開発の添付資料に2つほど不備があって、赤道があって、赤道の同意者の判こをもらわないと駄目だというところで、同意者が実はこの反対している側にいるんじゃないかということで、それがなかなか滞っていて、もらえなく、建設がちょっとストップしている状況をこの間受けたんです。

また、今、中村委員も言ったように、行ってしまうと、もう認めたというふうなことに成り兼ねないんで、私も大野委員長あたりにもずっと相談はしていたんですが、だったら逆に直接行かなく、今、市の農務畜産課とか様々なところ、いろいろな今の状況を聞いて、どうなんだというのを聞いて、1回私たち知識を高めてから、次の議論をしたほうがいいのかななんて気はいたします、逆に。

それが会期中の委員会の所管事務調査が、さて それに適しているのかというのも、ちょっと何か 議案で上がっていれば別なんですけれども、特段、 要望書ということなんで、市の今のレクチャーを 受けて、今どういう状況で、どういうふうな感じ で、どういう構想だということで、こういう施設 にはこういう処理施設が必要だというものを市の 担当からレクチャーを受けたほうが、僕らの予備 知識もよくなるんではないかな。その日に当てて、 現地でなくて、それを踏まえてから、次の一手を 考えてもいいのかななんて、小島さんの言ってい る意味もよく分かるんですけれども、私はそんな ふうに思います。

- ○大野委員長 いろいろな御意見をいただきました。 そうですね、これ、例えばですよ、担当課の方 のお話というか、それを我々が例えば空いている 日に聞くということに関しては、どうですかね。
- ○齋藤委員 委員会のその他で聞けばいいんじゃないですか。別に特別じゃなくても。
- **〇大野委員長** その他で、そうか。
- ○齋藤委員 所管のその他で……
- **〇大野委員長** その他で、こういうのが出ているんだけれども……。
- ○齋藤委員 こっそり教えてくれたけれども、今ど ういう状況になっているのというところを聞くと いうことで。
- ○鈴木委員 今、小島さんの提案だったので、小島さんが、バイオマス発電事業がどういうものかというのを聞きたいんだと思うんですよね。それは多分言っていないけれども、岩手県の葛巻も似たようなことをやっていると思うんですよ。事業として設備がどうとかということで、そうすると、どっちかというと三井住友だっけ、何かあそこの人に来てもらって、今こういうことを研究開発してやりたいんだということを、現地に行かなくて

も、聞けるのは聞けると思うんだよね。

現地はこれ大体知っているんだけれども、場所は別な土地であれば、ただ雑木林があって、今言ったような赤道がこういう位置づけだというのは多分分かると思うんです。でも、それは小島さんの本当の趣旨ではない。今避けましたけれどもね。そういうバイオ発電の技術的なところを学びたいんであれば、それを執行部側に言って、資料を揃えてもらって、見える形でやってもらったほうが、市民もいろいろびりびりしているところに行っちゃうというのは、次の要望書を断りにくいよ。断ると決まったわけじゃないけれども。

- ○小島副委員長 市の担当と、それとバイオマスの 企業あたりの情報を入れるというところで妥協、 日程を決めると。
- ○山形委員 すみません。この間、帳面いただいた 会の中に、何とK議員とS議員も入っているわけ なんです。

〔「K議員とS議員」と言う人あり〕

- ○山形委員 はい。議員もいらっしゃるんで、K議員とS議員。大丈夫、議事録。そういうのもいるんで、ちょっとそこら辺も、実はこの出している方も、内部でちょっともめているんです。一本化になっていないのが現状なんですよ。雇用も求められている部分と、環境も求められている部分で、何かやっぱり要望を出している方で、中で一つにまとまっていないところもあるらしいんで、だったら、先ほどバイオマスのほうの話だったら、私も全然そういうふうな勉強会みたいなのにしたらいいなと思いますけれどもね。
- **〇小島副委員長** バイオマスのほうだけの勉強会に しておきますか。

[「そうしましょう」「視察も行ったこと だしね」「一件落着だね、委員長」と言 う人あり] ○大野委員長 じゃ、そういうことで御理解いただきます。

〔「そうですね」「すばらしい」「ばっちり」と言う人あり〕

- ○大野委員長 じゃ、その件に関しては、今のところ5日、6日はなしということでよろしいですか。 [「いいです」と言う人あり]
- ○大野委員長 それでは、次に、(2)のその他に入り たいと思います。

行政視察の報告書について事務局から説明をい ただきます。

飯泉さん。

- **〇飯泉書記** (行政視察の報告書について説明。)
- **○大野委員長** 今説明がありました。

あれだけ皆さんのところに送られて、もう御覧 になったかと思うんですけれども、問題あるよう なところとかありますか。

○齋藤委員 ないんだけれども、1点だけ、2ページの道の駅のところで、どっちが正しいんだっけ、これ。

[「上品の郷の「さと」が」と言う人あり]

○齋藤委員 上品の郷の「さと」が、郷のほうのあれと里山の里と、別々に書いてあるから。

[「全体の写真載ったところの「さと」が」 と言う人あり]

- ○飯泉書記 失礼しました。
- ○齋藤委員 そこだけ。

[「「郷」のほうのね、「里」じゃなくて ね」と言う人あり]

- **〇飯泉書記** そうですね。失礼しました。
- **○大野委員長** すみません。ありがとうございました。

[「あと、ページ違っているところはない ね」と言う人あり] ○大野委員長 今御指摘いただいたところを直して もらって、最終日に報告しますので、よろしくお 願いいたします。

次に進みます。

タカムラ養鶏場の要望書に対する対応について ということで、どのような対応をするか。前回も ちょっとお話しいただいて、今日結論を出そうと いうことで、前回は決めなかったですね。返答す るのか、何らかの対応を取るのかということで、 御意見を頂戴したいと思います。

これ、何らかの文書を作って出したほうがいいですか、議長。

- 〇山形委員 それも委員会にお任せしたいんで、何かしなきゃいけない反面、実はこの方、よく議会事務局に見えられるんですよ。私が知っている限り2回ぐらい来て、どうなったいというふうな形で進捗状況を聞きに来るんで、何もしていないのに要望書を出すのもあれかななんて気はするんですけれども、難しい……。
- **〇大野委員長** 中里委員。
- ○中里委員 取扱いというところだと思うんですけれども、あくまでも要望なんですけれども、この要望には、正直言ってちょっと応えられないなというのはあります。

この要望内容を見てみますと、この要望内容について回答をくれとか、そういうことも書いていないので、こちらから回答というのも……してあげたほうがいいのかもしれないですけれども、ちょっと問題が難しいので、差し控えたほうがいいのかなと思います。回答の仕方が難しいですよね。

○鈴木委員 要望は、必ずしも回答を基本的に出しているの。

[「ないですね」と言う人あり]

- **〇鈴木委員** 出すようにしていたんでしたか。
- ○中里委員 要望をやられても、例えば、これに対

して回答をお願いしますと言われたときには、回答するような形ですね、普通は。

○鈴木委員 以前は全然返事していなかったんですね。

[「以前はもう取り上げなかったね」と言う人あり]

○鈴木委員 なかったね。要望を受けたとしても、 返事をしていなかったですよね。採択か、不採択 かぐらいだったので、活性化の中でどうするかと いう話があって、必ず出すという決まりはないん ですね。

[「ないですね」と言う人あり]

○鈴木委員 そこだよね。

これは、そこまで出してくれという要望は入っていない形なんでしょう。それを踏まえて、無視するのも変だしな。

○中村委員 これに議員が2人入っているとすれば、 陳情書じゃなくて何でしたか。

〔「請願書」と言う人あり〕

○中村委員 請願で出せばいいんですよ。審査をして、しっかりとした返事を出しますから。それだと2人が説明しに来なければいけない。そういうのを知っているんだから。

〔「でも、しなかったということですよね」と言う人あり〕

- **〇中村委員** それをやっていないんだから。
- **〇山形委員** 要望書を見ると、誰かが何回も書いた ような明らかな筆跡なんですよ。

[「1人1回じゃなくて」と言う人あり]

○山形委員 はい。照らし合わせるとかぶっている 人も多いんで、私が知っている人が2回載ってい ましたから。一人、二人じゃないんで、そういっ たものの信憑性も考えると、どうなのかななんて。 一度これで今回答えてしまうと、また次に第3弾 と来られたときに、もうちょっとそのときの対応 が。

- **〇中村委員** 言われたら、議論は随分させていただ きましたという形でよろしいんじゃないの。
- ○鈴木委員 来たときは、事務局から、ちゃんと審議はしたけれどもと言って、ほかにも要望が来るけれども出していないので、これを作るわけにはいかないということで、事務局から返事してもらう形の方がいいわ。

[「来たら、来たでな」と言う人あり]

- **〇山形委員** 飯泉君、この間来たんだよな。
- **〇飯泉書記** いらっしゃいました。
- ○鈴木委員 これは通常の対応の仕方だと。
- ○齋藤委員 案件としては取り扱いましたと。
- **〇鈴木委員** しっかり審議はさせてもらったと。しているよね、これだけやったんだから。
- ○大野委員長 総合的な判断として、議会で動くの は難しいと。
- 〇山形委員
 という形でいいんじゃないですか。

 [「いいんじゃないですか」「難しいは難しい」と言う人あり〕
- ○鈴木委員 県もそうだし、法律上でいくとこれは 止められないんだものね。議会は権利もなくて、 何もできないものに対して、本当に那須塩原市が なくなっちゃうぐらいの大問題だったら、議会は 動かなきゃいけないけれども、これはそういう問 題ではないですね。
- ○中村委員 瞬間的に卵生産日本一というのが出る んだもの。出る可能性があるわけだから。そうい う意見もあるんですよ。今、卵3.5倍かな、値段 が、この年末に向かって。
- ○鈴木委員 日本中のためにもなるかもしれないね。
- 〇中村委員 だって、誰かが卵を作らなかったら、 これは日本中卵を食っているんだからな、どうし ようもない。
- 〇鈴木委員 議会で反対したって、どうにもならな

いことだよね。

- **〇中村委員** 難しいですよ、これ。
- ○大野委員長 心情は分かりますけれども、ただ、 法律とかそういった部分では。
- **〇山形委員** 法律に犯している部分はないんですも の、全然。
- ○大野委員長 法律に何か犯して、やらかしていれば問題なんでしょうけれども。
- ○中里委員 口頭で言っていただければ、市議会を 中心とした視察団は難しいということになりましたと。
- **〇山形委員** 御理解いただきたいということで、うまくね。
- **〇大野委員長** 飯泉さん、そういうことで。
- ○飯泉書記 はい。
- **〇中村委員** そこら辺で決着だね。 [「そうだね」と言う人あり]
- **〇中村委員** 委員長、何とかそこら辺でお願いします。
- ○山形委員 陳情とか出てきちゃうと厄介だよな、 本当に。請願か。
- **〇中里委員** でも、そのときは、そのときで。
- ○中村委員 だから、そうすると、その議員もそうなると議論するわけだから。あなた何をそれ言っている、根拠というか、そういうものを出さなければ、ただ単に……自民党の岸田総理になっちゃうよね。何が目的ですかとなっちゃうから。
- ○大野委員長 署名のほうに入っている、署名というか、あっち側で頑張って活動されている方いない、議員で。
- **〇山形委員** 中に入っていたような気がするんですけれども、はい。
- **〇大野委員長** 個人的に呼ぶ分には、そういうのは あれなんでしょうけれども。
- **〇山形委員** S議員に関しては、その辺が一枚岩に

なっていないのが分かっちゃったんで、があっと 来たんですけれども、一般質問された方なんです けれども、あの団体はやばいんで、ちょっと引き 際なんで、逆に今手を引いている状態なんで。

- ○星野委員 話はちょっと変わるんですけれども、中村さん、例えば、仮にここで要望している陳情書が出て、議会として反対となったとするじゃないですか。じゃ、反対だったら、工場が出ないということにならないでしょう。
- 〇中村委員 ならない。
- ○鈴木委員 だから、それを言っているんですよ。 議会が言っても、何の権限もない。権限がないと ころにやってもらっても、運動に参加するかどう かだけだから。
- ○星野委員 ですよね。
- ○鈴木委員 粛々と県は動いています。
- **〇星野委員** だから、いつも思うんですよね。それ をやるんだけれども、結局どうなんだということ なんですよ。
- ○鈴木委員 ただ、法律の話になると、例えば、沖縄みたいに知事が頑張っていたりするじゃないですか。あれは別に、やっぱり地域住民のことを考えて表明する。だから、市長なんかは代表する、あとリニアモーターの川勝知事、やっぱり法律じゃなくて、あれは難癖つけて反対しているんだけれども、川勝知事は。でも、それは本当に県民や市民のことを考えて言っているので、那須塩原市も、そういうことで反対するということが正しいと思うならやればいいんだけれども、これだって、さっき言ったように、委員が思うとプラスとマイナスがあって、人によってはプラスのほうが多いんじゃないかと思っているわけだから。議会としては、議会自体も2対24になっちゃうかもしれないけれども、団結できないでしょうという話。
- **〇中村委員** だから、沖縄の知事だって、あれだけ

反対していて、結局、裁判の指示にも従わない。 法治国家なのに、裁判の指示にも今従わないわけ。 それで、結局は国の姿勢に従って基地を移動する わけですよ。だから、普天間のところを移動しな いで、あの地域に住んでいる人たちは、移動して もらえないというと、危険な目に遭っているとい うことは現実なわけだよね。それでもやろうとい うんだから、だからあなたが言ったように、そこ ら辺の市長選挙をやるたびに変わっちゃっている わけですよ。

だから、それはそれでいいかもしれないけれども、要するに、日本政府の国庫補助があそこはいかん3,000億以上伸びないということは、沖縄の県民にとって、えらいマイナスになっているということは実際にあるわけ。そのパフォーマンスを出すと、予算がつかないんだからね。それを分かっていて、やっているわけだから。

- ○鈴木委員 それは意味もあるということね。 ただ、大多数がそうじゃないわけよ。 でも、今回、市全体で、議会で取り上げるほど 市の中で盛り上がっているかというと。
- **〇星野委員** そうですね、私もそう思います。
- **〇鈴木委員** 要望出している人に失礼だからあまり 言わないけれども。
- ○中村委員 農業政策の、農業立国の那須塩原市の中で、今、極端に言って、陳情を出せ、請願何とか、要望が出てくるのは、臭いが一番多いということ。それは牛問題もしかり、たばこにもしかり、豚にもしかり。だから、それを我々はどう共生して、みんなと相談しながら、やっぱり農業経営、農業立国、農業出荷額が全国で8番だということを掲げている割には、だから、西那須野のほうに行くと、生乳本州1位なんて言わないでくれという市民がいっぱいいるわけさ。臭いがして嫌だからとかさ。だから、そういういっぱいいるという

ことを、うちのほうはもう生乳行くべと、こうやると、西のほうの人はやめてくださいと。そういう話を聞くと、議長やっている時、さんざん言われた。

だけれども、やっぱりそれを全体的にやったら、 生乳はもう全国でね、本州1位どころじゃない、 全国2番になったわけだから、これは避けて通れ ないでしょう。それをやっぱり生産規模を増やし て、何とかしてやりたいという我々の考えにもな ってくる。もうそれを何というの、矛盾。

[「バイオマス発電が回れば一番いいんだけれども」と言う人あり]

○中村委員 だから、バイオマス発電だってあっち こっち行くけどさ、北海道に行ったらまさにここ で臭いがしたって大丈夫だと。高原の何というの、 平野……。

[「何にもない」と言う人あり]

- 〇中村委員 そこへ来て、ここら辺でバイオマスなんて牛のふん尿を使ってやると言ったら、えらい反対運動が起きると思うよ。
- ○小島副委員長 バイオマスは、そんなに臭いはあまり出ないんですよね。
- ○中村委員 それはそうだけれども、一応はやっぱり、臭いの問題はないといっても、同じく出るの。だから、うちの近くにだけは造らないで、ほかならいいよという人がみんないるわけ。だから、思ったほど伸びないよね。豚だって、みんな豚食って生活しているのに、豚出てくればみんな反対するわけだから。これの違いは全くないね。

北海道に視察に行ったって分かるとおり、臭い しないといってあの電気発電していて、こっちへ 来たらえらい臭いがしましたよね、堆肥を出すと ころ。

やっぱり臭いがないというところはないんで、それをどう皆さんで共有していくかということを、

理解力がなきゃ駄目。卵でも何でも同じ。産廃から始まって、産廃もあんた、福島大学の先生に1千何百万かけて研究してもらったら、結局、産廃反対と言って反対したのは牛屋さんだったでしょう。そうしたら、今度、産廃の業者が牛屋のことをどうのこうの言ったら、排水が多くて、上下水道の元締めの森林破壊より牛のあれが一番やばいというんで、結局は研究すればするほど牛小屋みんなやめてもらいたいと、こうなっちゃう。結局、それ以上調査はやめになっちゃった。もう大学で研究していけば、反対しようと思っているのに、牛をあそこの設備を何とかしなきゃ駄目だと。だから、裁判上、同じくなっちゃいますよということで、途中でみんなやめちゃったでしょう。うちの議会もいいでしょうとなっちゃって。

だから、そういうふうにして、農家にしてみれば昔から牛飼っているのに、あの野郎最近来たのに臭いんだというせりふもあるし、それはお互いさまで、どこまで共有できるかというのをみんなで研究していって、臭いで一時騒いだときに飼料があるよといって、それを食べると生乳の単価が上がらないんで食べさせられないとか、いろいろ議論しながら来たわけだ。

- ○小島副委員長 ただ、バイオマス発電が完全に回るまで行っていないんですけれども、今後、バイオマス発電も回るような時代も来るんで、そこら辺は、今回タカムラでやるのも、やっぱりしっかりと議会も見ながらやっていくというのが重要だと私は思います。そういうことで、ちょっと実態を聞きたいというところなんです。
- **〇中里委員** 一定程度ほとぼりが冷めてからのほうがいいかもしれないですね。

[「そうだね」と言う人あり]

○大野委員長 いろいろ御意見ありがとうございました。

それでは、ちょっと先に進んで行きたいと思います。

〔「よろしいですか」と言う人あり〕

- **〇大野委員長** はい、どうぞ。
- ○飯泉書記 一応対応としましては、何もしないでいて、かつ問合せが向こうから来たときに、私のほうから、対応は難しいので、ちょっと今回のものについては、特に何をするということは対応いたしませんという回答をするということでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

- ○鈴木委員 通常こういうパターンもあるよとかね、 特別対応しないじゃなくて、ほかの要望も那須塩 原市としては、こういう扱いもしているということで。
- ○飯泉書記 郵送で来た議長預かりになっている要望書なんかは、特段対応していませんので、そういうふうなものと同じような対応になるのかなというふうには。
- ○鈴木委員 そういう説明をつけておいてもらった ほうがいいかなと思うんですよ。俺も全然知らな いわけじゃないから、やっぱり地元の人から、会 ったときに、何だ、議会は何も対応してくれない と言われちゃうと、ちょっとやっぱり困るんです よ、知らない人じゃないから、この辺の人たちは。
- 〇中村委員 いやいや、内部で対応したと言ったらいいでしょう。

だから、しっかり議論して、執行部にも言うべきことは言ったと。

- ○鈴木委員 そういう対応をしっかり、誤解がないように、事務局としては説明をしてほしいということですね。
- ○飯泉書記 そういう意味ですと、市内で直接持ってこられた要望書に対して、全く回答しないというふうなことは今までのところないです。

なので、特別対応かどうかというふうなことを 言われれば、特別対応になるかもしれません。一 応対応しない場合は、例えば委員会回付になりま した。何もしませんけれども、一応議員にはお知 らせいたしましたというふうな回答をして終わり になるというケースもあります。

ですので、問合せがあったら、委員会にはお知らせしてというところはやっていますので、そこはよろしいかと思います。

その上で、いろいろ検討した上で、対応は難しいという結論に至りましたと。それについてこれで終わりではなく、今後もそちらについては注視して、何か問題が生じたときには、議会としての対応というのも考えておりますぐらいの……。

[「いいんじゃないの」「それが一番すば らしい」と言う人あり]

- **〇飯泉書記** じゃ、そのように。
- ○小島副委員長 この次の常任委員会で了承を得ているというような形にしておいたほうがいいと思うんですよ。

[「いや、もういい」と言う人あり]

- ○飯泉書記 今ので決定いただいたということで、 やっていこうと思うんですが。
- 〇山形委員 口頭で丁寧に説明する。
- **〇飯泉書記** 分かりました。じゃ、問合せが来た場合に。

[「内容的にチェックはしない」「今のですばらしいと思う」「今のがいい」と言う人あり]

─

◎その他

- ○議会報告会について
 - ○会期中の昼食について

◎閉会の宣告

○大野委員長 じゃ、以上で建設経済常任委員会を 終了いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時52分

建設経済常任委員会及び予算常任委員会 (第三分科会)

令和5年12月4日(月曜日)午前10時00分開会

出席委員(6名)

員 長 大 野 恭 男 副委員長 小 島 耕 一 委 員 山 形 紀 弘 委 員 鈴木伸彦 委 員 中村芳隆 委 員 齋 藤 寿 一

欠席委員(2名)

委員星野健二 委員中里康寛

紹介議員(なし)

説明のための出席者

政策統括監	瀧	П		晃	市民生活部長	河	合		浩
環境課長	佐	藤	知	子	環境課長補佐	伊	藤		隆
環境保全係長	山	本	達	也	環境衛生係長	梅	田	千	尋
廃棄物対策 課 長	大	野		薫	廃棄物対策 課長補佐兼 施 設 係 長	福	田	真	<u> </u>
一般廃棄物対策係長	大	貫	啓	子	産業廃棄物 対策係長	木	澤	雄	_
生消 世 長活 一長	鈴	木	正	宏	生 活 課 長 補 佐 兼 交通対策係長	佐々	木	玲男	男奈
くらし安全安心 係長	辰	田	英	子	市民課長	高	塩	浩	幸
市民課長補佐兼 戸籍係長	高	橋	美由	紀	市民係長	渡	邉	純	子
気候変動対策 局 長	松	本	仁		気候変動対策 課 長	相	樂	尚	志
気候変動対策 課 長 補 佐	吉	田	和	則	気候変動対策 課 副 主 幹	向	井		崇
産業観光部長	織	田	智	官	産業観光部 政策審議監	神	山	徳	久
農務畜産課長	君	島	_	宏	農務 畜産課長 補佐	宇賀	貨神	晶	子

農業振興係長	青	木	洋	人	農業振興係 主 查 (係長級)	<u>=</u>	Щ	裕	樹
担い手支援 係 長	田	中	幸	子	畜産振興係長	室	井	敬	弘
農業再生協議会副主幹	平	山	隆	美	農林整備課長	君	島		隆
農林整備課長 補 佐 兼 農村整備係長	大	野	昭	博	林 務 係 長	和	田	博	史
地籍調査係長	相	馬	浩	Ξ	商工観光課長 (DMO推進 担 当) 兼 観 光 振 興 センター所長	波多	多腰		治
商工観光課長 補 佐 兼 商 工 係 長	杉	本		功	企業立地係長	萩	島	章	宏
まちなか交流 センター館長	石	塚	昌	章	まちなか交流 センター主査 (係 長 級)	印	東	歓	之
建設部長	富	山	芳	男	都市計画課長	鈴	木	隆	行
都市計画課長 補 佐	江	面	史	彦	都市計画係長	福	島		寛
開発指導係長	星	野	卓	央	都市整備課長	浅	賀	保	幸
都市整備課長 補 佐 兼 都市整備係長	伊	藤	好	美	住宅政策係長	中	Щ	和	成
建築係長	鈴	木	美泽	津 治	道路課長	高	野		茂
道路課長補佐 兼建設係長	岩	波	秀	典	管 理 係 長	大	島	尚	恭
維持係長	室	井	貴	彦	建設係副主幹	岩	本	和	也
用地係長	遅	沢	友	則					

出席議会事務局職員

議会事務局長 髙 久 修 議事調査係長 長 岡 栄 治 書 記 飯 泉 祐 司

議事日程

- 1. 開 会
- 2. 審查事項

[産業観光部]

• 産業環境部長挨拶

[農林整備課]

- ■予算常任委員会(第三分科会)
- · 議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)

[農務畜産課]

- ・議案第107号 那須塩原市青木ふるさと物産センター条例の一部改正について
- ・議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について
- ・議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について
- ■予算常任委員会(第三分科会)
- ·議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)

[商工観光課]

- ・議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について
- ■予算常任委員会(第三分科会)
- ·議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)
- ・議案第126号 令和5年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算(第2号)

[気候変動対策局]

• 気候変動対策局長挨拶

〔気候変動対策課〕

- ■予算常任委員会(第三分科会)
- ·議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)

[市民生活部]

· 市民生活部長挨拶

〔環境課〕

- ■予算常任委員会(第三分科会)
- ·議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)

[廃棄物対策課]

- ■予算常任委員会(第三分科会)
- ·議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)

[生活課]

- ・議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について
- ・議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について
- ■予算常任委員会(第三分科会)
- ・議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)

[市民課]

- ・議案第101号 那須塩原市印鑑条例の一部改正について
- ■予算常任委員会(第三分科会)
- ·議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)

〔建設部〕

• 建設部長挨拶

〔都市計画課〕

- ■予算常任委員会(第三分科会)
- ·議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)

〔都市整備課〕

- ■予算常任委員会(第三分科会)
- ·議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)

〔道路課〕

- ・議案第108号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正について
- ・議案第109号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正について
- ・議案第121号 市道路線の認定について
- ■予算常任委員会(第三分科会)
- ·議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)
- 3. その他
- 4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

〇大野委員長 皆様、おはようございます。

ただいまから12月定例会議の建設経済常任委員 会及び予算常任委員会(第三分科会)を開会いた します。

ただいまの出席委員は6名であります。

中里委員と星野委員より、本日欠席する旨の届 出がありました。

参考までに申し上げますが、本日の出席委員は 6名ですので、委員長を除く5名で採決となります。

審査の日程及び審査順は次第のとおりであります。

今定例会議におきまして、当委員会が審査するべき案件は、条例の一部改正案件4件、公の施設の指定管理者の指定案件5件、市道路線の認定案件1件の合計10件であります。予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査する案件は補正予算案件2件であります。予算に関する案件につきましては、関係所管課のところで随時分科会に切り替えて審査を行います。委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行への協力をお願いいたします。

また、異議なしなどの意思表示をはっきりして いただくこと、明瞭な質疑をしていただけるよう 併せてお願いを申し上げます。

◎産業観光部の審査

○大野委員長 それでは、次第2、審査事項に入ります。

まず、産業観光部の審査に入ります。

初めに、産業観光部長から御挨拶をお願いいたします。

部長。

- 〇織田産業観光部長 (挨拶。)
- **〇大野委員長** ありがとうございました。

◎農林整備課の審査

○大野委員長 ただいまから農林整備課の審査に入ります。農林整備課の皆様、お疲れさまです。

農林整備課については、建設経済常任委員会に 対する付託案件がありませんので、建設経済常任 委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切り替 えて審査を行います。

◎議案第122号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 それでは、議案第122号 令和5年 度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)を議題 といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

- **〇君島農林整備課長** (議案第122号について説明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

〇山形委員 ありがとうございます。説明がありました。

改めてなんですけれども、この森林環境整備促 進基金積立金の使用用途ですか、どういったもの に充当して、この積立金を充てているのか。現在 積立金はどれぐらいあるのかお伺いします。

- 〇大野委員長 課長。
- **〇君島農林整備課長** 積立金につきましては、環境 譲与税が原資になっております。

金額につきましては、令和4年度3月末になりますが、7,684万8,505円になっております。

- **〇大野委員長** 山形委員。
- 〇山形委員 7,600万何がしということで分かりました。森林環境譲与税ですよね、そういったもので、この使用用途ですか、どういったところに使えるのか具体的に事例があればお伺いいたします。
- 〇大野委員長 課長。
- ○君島農林整備課長 譲与税の基本的な考え方なんですが、一応4つほど提示しております。1つが、森林の整備に関する事業、2つ目が、森林整備を担うべき人材の育成及び確保に関する事業、3つ目が、森林が有する公益的機能に関わる普及啓発に関する事業、4つ目ですが、木材利用促進に関する事業のこの4点に関わる事業について使用として考えております。
- ○大野委員長 ほかに質疑はございますか。〔「ありません」と言う人あり〕
- ○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議はございま せんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計 補正予算(第7号)は、原案のとおり可決すべき ものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり 可決すべきものと決しました。

農林整備課の所管の審査事項は以上となります。 ここで、休憩とします。

会議の再開は10時15分です。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時15分

○大野委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◎農務畜産課の審査

○大野委員長 ただいまから農務畜産課の審査に入ります。農務畜産課の皆様、お疲れさまです。

◎議案第107号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 それでは、議案第107号 那須塩原

市青木ふるさと物産センター条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

- **〇君島農務畜産課長** (議案第107号について説明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齋藤委員。

- ○齋藤委員 今るる条例の説明があったわけなんですが、今回休館日の曜日を変えた、あるいは開館時間を3月1日から10月31日までを11月30日までにした。あと、開館の時間ですね、午前9時から6時までを8時半から午後5時まで、また、午前9時から5時までを8時30分から午後4時というふうに定めた理由についてお伺いしたいと思います。
- 〇大野委員長 課長。
- ○君島農務畜産課長 休館日は月曜日から火曜日に変えた、それから時間のほうということなんですけれども、こちらにつきましては、やはりこれまでの青木ふるさと物産センターの道の駅を利用していただいている方からの声であったりとか、また、休館日につきましては、意外と月曜日というお休みが多分多い。多分旗日の関係だったりとかいろいろあるかと思うんですけれども、例えば土日来ていただいて、月曜日に帰る方が道の駅に寄って帰っていただくとか、そういったことも考えまして、月曜日は開館にするというような形を取りまして、翌日の火曜日を定休というような形で考えて、今回そのような形で変えさせていただきたいということになります。
- **〇大野委員長** 齋藤委員。
- ○齋藤委員 了解しました。一般のとおりの方々で

はなくて、宿泊とか、そういうのをなされる方に とってはやはり月曜日に立ち寄るという方がある と思うので、この曜日変更は自分もいいんじゃな いかなというふうに思うんです。この時間なんか は、やはり声を聞いてということだったんですが、 アンケートとか、そういうきちっとしたものの声 で決定をしたんでしょうか。

- 〇大野委員長 課長。
- ○君島農務畜産課長 時間につきましても利用者の 声というようなところが通じるかと思うんですけれども、申し訳ありませんけれども、委員おっしゃいましたように、細かなアンケートというところは実施してないところが正直なところです。ただ、そのような形で運営していく中で、そういった声とかを拾わせていただいて、このような形につなげていければというふうに考えております。
- ○大野委員長 そのほか質疑ございますか。 鈴木委員。
- ○鈴木委員 38ページの別表第2の関係ですけれど も、使用料の金額が建物が変わったから新たに決 めたと思うんですけれども、どういう考え方でこ ういう金額になったかの説明をいただけますか。
- 〇大野委員長 係長。
- ○青木農業振興係長 使用料の積算根拠みたいな話だと思うんですけれども、こちらは、まず財政課のほうの使用料をはじく計算表がございまして、こちらを使用して計算をしているところでございます。それで、そちらに入力する関係の項目としましては、当然建築費であったり、あとは備品関係で、そのような費用を計上しまして、あと耐用年数で計算しまして、どのくらいで改修ができるかというところを基に算定をさせていただいているところでございます。

以上です。

〇大野委員長 鈴木委員。

- ○鈴木委員 建築費と備品関係、そうすると、トータルの建築費は今現在幾らでしたっけ。それから備品でトータル今幾らになっていますか。
- 〇大野委員長 係長。
- ○青木農業振興係長 今回計算しましたまず建築費 なんですけれども、こちら全体で約9億4,050万円というところなんですけれども、ここから補助金、交付金のほうを除きまして、建築費の市単独で負担をする額が約4億円となっています。そのほか、あと備品関係が約6,000万ということで、合計しますと市の負担につきましては約4億6,000万円強という形になります。

以上になります。

- **〇大野委員長** 鈴木委員。
- ○鈴木委員 今言いかけたと思うんですけれども、 この4億6,000万を何年で元を取る、市としては 回収できるかという考え方なのかなと思うんです けれども、その回収の考え方で、取りあえずその 考え方をお示しください。
- 〇大野委員長 係長。
- ○青木農業振興係長 ただいまの 4 億6,000万を今 回使用料として取ります約1,700万、こちらで計 算しますと、大体28年で回収できるという計算に なってございます。
- **〇大野委員長** 鈴木委員。
- ○鈴木委員 使用料のこれはマルシェとか乳製品、 レストラン、多目的スペースとかありますけれど も、これは中の区分けであって、全体は4億 6,000万を28年で回収と。細かい話になりますけ れども、金利とか、そういったものはこういう場 合加味しているのかどうかはどうなんですか、こ れは。
- 〇大野委員長 係長。
- ○青木農業振興係長 金利とかという話なんですけれども、これは本当に単純にかかった額から使用

料を計算していますので、ちょっと今後の減価償却で、今後使用料をどうするかというところまでは加味せず、単純な計算で計算をしているところでございます。

- 〇大野委員長 鈴木委員。
- ○鈴木委員 利益を出すわけではないですけれども、 民間でやると、28年間使っていくと、これはどう なっているかなと思うんですけれども、この維持 修繕費とか、それとか水道光熱費とか、そういっ たものは借りている側が、水道光熱費は多分借り た側だろうと。これは想像ですけれども、これか らお伺いしたいんですけれども、そういうものの 負担はどちらかということの考えはどういうふう になっていますかね。この使用料を決めるに当た ってちょっと参考にしたいんですけれども。
- 〇大野委員長 係長。
- ○青木農業振興係長 まず、光熱費につきましては テナント部分ですね。マルシェとかレストランで すね、その辺あたりは使用する会社のほうで負担 をするという形になっています。また、修繕等に ついてなんですけれども、市のほうで当然用意し た備品ですね、こちらについては30万円未満の場 合は使用者のほうで修繕ということで、30万円以 上になった場合は市のほうでという形で協定のほ うを結んでいるところでございます。
- **〇大野委員長** 鈴木委員。
- ○鈴木委員 あと2つぐらいちょっともう一度お伺いしたいんですけれども、これは市の規定の何か決まりの中の計算だということで、それは了解しました。例えばどこかのデベロッパーとか不動産屋さんが同じような施設を造ると、やはり利益も出さなきゃいけないと思うんですよね。そういった場合との比較をしたかどうか。多分割安になっているんだと思うんですけれども、そういう割安ってどれぐらいあるかというのはある程度理解、

周辺の調査をしたり、同じような面積だとどれぐらいで貸しているとか、そういったことは調べたりはしていましたか。調べていればどれぐらいの違いがあるかということをお伺いしたいんですけれども。

〇大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 議員おっしゃるとおり、周辺 の施設の状況についてはちょっと特には調査して ないところでございます。

ただ、今回この使用料とかを設定する関係で、 コンサル会社を入れていましたので、そちらのほ うで適当な額ではないかというところは意見はい ただいているところでございますが、ちょっと周 辺の施設の金額については把握できてないという のが現状でございます。

〇大野委員長 中村委員。

○中村委員 開館時間についてちょっと確認したいんですが、夏場は5時まで、そして冬場は4時半に閉館するわけなんですが、レストランの営業というのは、ランチだけで、ディナーは全然営業されないという考えで取り組んでいるわけですか。

〇大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 御質問にもありましたレストランの営業なんですけれども、基本的にはランチの営業を考えてございます。ただ、夏場とか、ちょっと時期によると思うんですけれども、あの辺、青木別邸とかもございますので、あの辺を生かしたちょっとイベントなども考えながら、夜限定のちょっとディナー、イベント限定にはなるんですけれども、そういうところを開館しまして、ちょっとお客さんを呼ぶような取組はしたいと考えてございます。

〇大野委員長 中村委員。

〇中村委員 そういった場合には、また条例の変更 をするわけですか。時間、そのイベントをやると きに関して、今回うたっていませんよね。そうしたものを来年の完成した暁には、また追加案件でこういう条例の変更を行わなければいけないということになりますね。

〇大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 今回のような単発の場合、条例の変更が必要かというところなんですけれども、条例の中に使用者のほうから申請があって、市が認める場合は時間を変更できるという条文がございますので、そちらの届出をいただいて、市のほうで決定をして、時間をその時期だけ変更するということは可能となっております。

〇大野委員長 中村委員。

○中村委員 どのようなレストランが出店されるか 我々はまだ想像つかないんですが、ある程度有名 なレストランを営業される方でしたら、ランチ、 ディナー、これはもう当然やっていくのが普通営 業システムの一環ではないかと思っているんです が、ランチだけで営業採算大丈夫なんですか。

〇大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 ランチだけで営業が大丈夫かというところなんですけれども、昨年度、設立準備に向けまして、いろいろコンサルのほうも入れまして事業計画も立てさせていただきました。やはり地域柄というのもあるんですけれども、青木地区の場合は結構夜のほうが閑散とするというわけではないんですけれども、あちらで営業した場合に、逆に夜営業を毎日した場合、ちょっと利益が取るのが難しいかなという判断もございまして、今回お答えしたようにお昼だけの営業をまずさせていただいて、イベント的に夜も集客のためにやっていこうという形で決定をしたところでございます。

○大野委員長 そのほかございますか。 山形委員。 **〇山形委員** ありがとうございます。

今回新たに多目的スペースというふうなことが 書いてあります。この使用用途をどういうふうな ことで多目的スペースの定義を決めているのかお 願いします。

- 〇大野委員長 係長。
- ○青木農業振興係長 多目的スペースの使い方なんですけれども、まずは一般的な地域の方の会合であったり、そういうところもありますけれども、一番は、あちらにつきましては簡単な料理とかもできるところがございますので、指定管理を受けた会社であったり、市も含めてなんですけれども、そういうところでワークショップを開いたりとか、あとは直売所に出荷する農家さんとお客様たちの交流の場であったりとか、いろいろな使い方ができるかなということで、そのような名称もつけさせていていただいたところでございます。
- 〇大野委員長 山形委員。
- ○山形委員 そうすると様々な使い方ができるというふうなことで理解しました。この使用料を月額、日額ということで、県内の方、市外の方全て一緒というふうなことの理解でよろしいんですか。
- 〇大野委員長 係長。
- ○青木農業振興係長 今回県内、市外とかその辺の 区分は分けてはおりませんので、同一の金額となります。
- **〇大野委員長** 山形委員。
- ○山形委員 そうすると、レストランとかで長期になると、月額、例えば長期にわたると、その使用料をある程度減免してあげるとか、そういうふうな考えはないんですか。レストランですと、例えば月だけということはまずあり得ないと思うんですよ。長い1年借りると、その月額が少しお安くなるというふうなことはあるのかどうか。
- O大野委員長 係長。

- ○青木農業振興係長 レストランのほうを長期に使 うと減額があるのかというところでございますが、 レストラン、マルシェ、乳製品関係なんですけれ ども、こちらは月額この金額でして、1年間使っ ても減額等はございません。
- **〇大野委員長** 山形委員。
- ○山形委員 この施設区分でマルシェというふうな ことで、くくりがどういうふうなことで、イメー ジすると、今までは物産のものとか直売所という ふうな感じなんですが、このマルシェと書いてあ ると、皆さん考え方の捉え方によってはなかなか あれなのかなと思うんですが、マルシェというの はどういうふうなことをする場所ということで理 解すればよろしいですか。
- 〇大野委員長 係長。
- ○青木農業振興係長 マルシェについてなんですけれども、マルシェという言葉は使っておりますが、内容としましては、まず農畜産物の直売所、あとは、今回乳製品工房を造るんですけれども、そこで作ったものの出荷のほかに、やはり那須塩原市、乳製品の盛んなまちというところでありますので、近隣のチーズ工房さんであったり、その辺の乳製品を集めたちょっと乳製品販売所というんですか、ヨーグルト、チーズとかのそういう物販関係、あとは一般的なお土産関係の、こちら大まかに言いますと3点ですね、こちらを販売するような施設となってございます。
- **〇大野委員長** 山形委員。
- 〇山形委員 以前ですと、直売所のところに、前回で見ると年額5,000円で自動販売機1台につきというふうなことが書いてあります。今回書いてないということになると、道の駅ではもう自動販売機は次回は立てないという理解でよろしいんですか。
- O大野委員長 係長。

- ○三山農業振興係主査(係長級) 自動販売機についてなんですけれども、以前は月額幾らというような形の取決めがあったんですが、今自動販売機もサイズがいろいろ出てきておりますものですから、面積に応じて行政財産使用料と同じような考え方で使用料のほうを取って、置いていただくというような考え方で現在のところはおります。
- **○大野委員長** そのほか質疑ございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ いますか。

[発言する人なし]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 し、これより採決いたします。

議案第107号 那須塩原市青木ふるさと物産センター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第107号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第116号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 次に、議案第116号 公の施設の指 定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

- **○君島農務畜産課長** (議案第116号について説明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

- 〇山形委員 5番の選定団体の概要というふうなと ころに書いてあって、アイウエですよね。議案資料のほうで、地域振興のための交流事業やイベントの企画立案及び運営、この交流事業とイベント企画、具体的にどのような考えを持っているのかお伺いします。
- 〇大野委員長 係長。
- ○青木農業振興係長 地域振興のための交流事業やイベントの具体的なというところでございますけれども、今一番考えているのは、具体的かどうかはちょっと何とも言えないんですけれども、あちらの道の駅につきましては、やっぱり国の重要文化財であります青木別邸がありまして、またそのほかにも芝生広場、ハンナガーデンと大変観光等にも有効な施設がございます。そちらの一体的な利用といいますか、青木別邸等も踏まえまして、そちらに人たちが集まっていただけるような事業のほうを今後具体的に検討していきたいという段階でございます。
- **〇大野委員長** 山形委員。
- 〇山形委員 選定理由の中で、市の施策を具現化す

るというふうなことなんですが、市の施策を具現 化ということで、市の施策はどのような施策なの かお伺いします。

- 〇大野委員長 課長補佐。
- ○宇賀神農務畜産課長補佐 こちら再整備の念頭から目標にしていたのは食、そして農、そして新たな観光の拠点、これの発信地というところで決めています。こういったことができるだけ民間の力を借りながら、市の業務に取りかかるに当たっては具現化するというところで、今までになかった例えば観光ですとか、ここを拠点としてというのはなかなか見えてこなかったところもありますので、なおかつ農業、これに関しても酪農業、これを拠点とするような施設というのがなかったものですから、加工施設というところでも乳製品の加工所というところも含めていますので、そういったものを実現できるような施策というところになります。
- **〇大野委員長** 山形委員。
- ○山形委員 はい、分かりました。指定管理者になる団体ということで、株式会社明治の森市場ということで、こちら雇用される人数、あとは地元の方がどれぐらい雇用されるのかなというようなところも期待する部分があるんですが、そういうふうな雇用形態、何人ぐらい従業員数がいるのかというふうな具体的なことは今の段階でお分かりですか。
- 〇大野委員長 係長。
- ○青木農業振興係長 今回委託する会社の社員の人数等なんですけれども、こちらは第三セクターのほうを立ち上げるときに、収支計画と事業計画のほうを立てさせていただきまして、その計画の段階では、正社員とパートさんを含めてですけれども、およそ30名ちょっとというところでスタートを考えてございます。

- **〇大野委員長** 中村委員。
- 〇中村委員 ちょっと単純な話をお聞きしたいんですが、この指定管理者に対する年額の金額は掲示されてないんですが、これは無料でこの人たちは運営していただけるんですか、その管理運営を。
- 〇大野委員長 課長。
- ○君島農務畜産課長 この後、補正予算の中で債務 負担行為の追加ということで、指定管理に係ると いうことで、このふるさと物産センター、それか ら、次の117号の地域資源総合管理施設のアグリ パル塩原につきまして債務負担行為の設定という ことで補正という形で、この後審議をいただく予 定になっております。

ちなみに、そうしますと、この後御説明させていただきます、例えば青木ふるさと物産センター管理運営ですと、3年間比較ということで債務負担行為で3,275万4,000円、ちなみに地域資源総合管理施設管理運営ということで、こちらも3年間なんですけれども、4,182万9,000円ということで、債務負担行為のほうを指定管理者制度に係るものということで追加補正というようなことで、この後審議をいただく予定になっております。

○大野委員長 よろしいですか。

そのほか。

鈴木委員。

○鈴木委員 中村委員のほうから指定管理料というのがこの後出てくるということですけれども、単純には、先ほど9億4,000万で建物と、それから備品とで、そのうち4億ぐらい補助があったので、残りを市が市単独で出していると。その回収が28年間でという話だったと思うんですけれども、市としては、この運営に関してかかるのは、収支だけちょっと考えたんですけれども、この管理者に対する支払いが出てくる、支出が出ていると思うんですけど、あと修繕費なんかも今後出ていくと。

それから、場合によっては、さっきの賃料がある んだけれども、レストラン借りない人がいるとか、 どこかマルシェ借りないことに対して賃料は減る んじゃないかということのマイナス要因があった ときに、市としてはプラスばかりではなくて、赤 字になる可能性というのはどこにあるか、まずそ こをちょっとお伺いしたいんですけどね。回収が できなくなるような状況って、どういう状況があ る。すみません、これは質疑はあれか、管理だよ ね。管理の話なんだけれども、そういうことにつ いては、この管理者はどういうふうに管理を任せ られるのか、市に対する収支の関係で、この管理 者というのはそういうことはどういうふうに、こ の指定管理者はそういうことは考えてくれるのか どうかということですね。

〇大野委員長 課長。

〇君島農務畜産課長 答えになるかあれなんですけ れども、今回の指定管理につきましては明治の森 市場さんにお願いする。そうしますと、実際にさ っきのマルシェ、それから乳製品製造室、それか らもう一つレストランですか、そこについてはそ の明治の森市場さんのほうで全て運営をするよう な形になります。ですから、これまでの青木ふる さと物産センターに場貸しといいますか、スペー ス貸しではなくてということですので、鈴木委員 がおっしゃいましたように、例えば元のところで あれば観光、パンの加工販売のところが空きが出 るとか、そういったところは考えないといいます か、全てその明治の森市場さんのほうで一括で運 営していただくことによって、横串を通すような 形で運営をすることによって、そういったところ をしていきながらやっていけないかというような 形で計画をつくり、そのような形で今後運営をし ていきたいというような考えで動いているという ことでございます。

〇大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この後も債務負担行為が出るというこ となんですけれども、ここでもし聞かなくて、ほ かで聞ければまたそれはいいんですけれども、単 純に市が建物をつくりました。減価償却に見合う ように賃貸料も条例で決めました。だけど、回収 ができないときの、運営の仕方によって、ここに 運営を任せたんだけれども、しかも建物以外で運 営費を払っているわけですよね。そうすると、ま た追加で出していくんだけれども、市民としては、 これは福祉事業ではない。福祉事業はゼロではな いかもしれませんけれども、やっぱり投資したら 回収を考えているのかということも含めて、いや、 そうじゃないんだよと。農業団体の活性化のため に使っているから回収はしなくてもいいのかとい うところも、そこはここではちょっと聞けないと 思うんですけれども、管理運営を任せるというこ とになると、そういう赤字が出ない経営をしてい ただくということをこの会社にお願いしているん じゃないかと思うんですね。だから、そのときに 赤字が出る可能性がないのかどうかというマイナ ス面、またはこういう状態になると、市のほうに うまく収入面が入ってくるような、そういうこと は明治の森、この会社はそういったことまで考え、 ここには何かそういうことも書いてないんですけ れども、管理運営を任せるということは、採算性 まで考えたりはしない。ここにはお願いしないん ですか。

〇大野委員長 課長。

○君島農務畜産課長 繰り返しになってしまう部分 もあるかと思うんですけれども、当然に今委員が おっしゃったようなところというのは考えながら、 当然にこれまでに足銀総研さんのほうに事業計画 案のほうを作成、一緒になってさせていただいて、 それで、この明治の森市場さんにつきましては第 三セクターというような会社形態を取って、当然に公的な分、それから民的な分を両方生かしながら運営をしていくというようなことで考えて、当然に鈴木委員がおっしゃいますように、赤になったりだとか、例えば回収できない分があるのかというところは当然クリアするような形で、先ほどの建築費に対しまして28年ほどでペイができるところも含めて、そんな形で考えている。

ただ、当然、それはあくまでも今現在の計画の 段階ですので、この後何が起こるか分からないと いうところは当然に含まれていますけれども、そ のような形の考え方で組立てをしておりまして、 前に進めればというふうに考えているところです。

- **〇大野委員長** 鈴木委員。
- ○鈴木委員 その赤字の責任を取るのは、市は当然 最終的には取るんですけれども、管理運営を任せ るわけですよね。そこがこの会社は全然収支のこ とは考えなくはないと思うんですけれども、この 会社はずっと賃貸料を赤字になっても払い続ける ような委託指定との関係はそうにはならないのか なと思うんですけれども、もう一度そこがちょっ と気になるんですけれども。
- **〇大野委員長** 課長。
- ○君島農務畜産課長 当然に今委員がおっしゃいましたように、赤字になっては当然まずい話ですので、そのために指定管理者にうちのほうは例えば運営管理を任せるというところはありますけれども、その中では当然にお互いがキャッチボールしながら、当然施設についてはいいものにしていかなかなきゃならないという、市側とすれば指導監督という意味も含まれているわけですよね。そういったところを含みながら運営をしていく。それはこの青木ふるさと物産センターに限らず、ほかの指定管理施設についても当然同じ考え方ということかと思います。

○大野委員長 そのほかございますか。大丈夫ですか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員から御意見はござ いますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 し、これより採決いたします。

議案第116号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第116号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第117号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 次に、議案第117号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

- **〇君島農務畜産課長** (議案第117号について説明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

山形委員。

○山形委員 選定理由の中で、農林水産物等という ことなんですが、農畜産物は何となく塩原に合っ てるなという気はするんですけれども、水産物と いうふうになると、水なもので、なかなかちょっ と理解しにくいんですが、その辺はどういうふう なことなのかお伺いします。

〇大野委員長 係長。

- ○青木農業振興係長 水産物につきましては、海ではなくて、川の魚であったりとか、そういうものを想定して、このような表記をさせていただいております。
- **〇大野委員長** 山形委員。
- 〇山形委員 選定結果、株式会社アグリパル、長年 やっていただいているんですが、選定した団体と いうか、選定理由も書いてあるんですが、アグリ パル塩原さん以外には申込みみたいのはなかった のか、その辺の経緯をもう一度詳しく教えていた だけますか。
- 〇大野委員長 課長。
- ○君島農務畜産課長 すみません、議案資料の60ページにもありますけれども、選定理由ということで、農業振興及び地域の振興を図る拠点というところで、まさに関谷地区周辺の農業の関係者であったりとかという形の皆さんが集まり、そこを拠点として自分たちの野菜であったりとか、クッキーなんかを作りながらということでつくり上げて

いるような施設の状況であるということを考えますと、ほかの団体といいますか、そういった方が 入るような形というのはなかったというようなこ とが言えるかと思います。

- ○大野委員長 そのほかございますか。 鈴木委員。
- ○鈴木委員 先ほどの青木とはまた違って、ここは 今までやっていたところだと思うんですよね。だ から、経営の実績があっての話だと思うんですけ れども、どうもちょっとこういう指定管理の考え 方がまだ頭で理解できてないから、ちょっとかみ 合わないのかなというところが自分にもちょっと あるんですけれども、ここは市の収支という考え 方でいくと、どうなんですか、やはり同じように 賃料を取って……指定管理者の選定なんだな。指 定なんだよね。逆に言うと、今までの、じゃ、こ こは指定管理をしてきたわけだけれども、そうい う収支関係の経営に関してはどういう状態であっ たのか。経営状態ね、どういう運営をしてきた実 績があるのかだけちょっと御説明いただけますか。
- 〇大野委員長 係長。
- ○青木農業振興係長 アグリパル塩原の経営状況なんですけれども、こちら毎年決算書のほうを見させていただきまして、まずは純利益等があるかどうかというのがまず1点なんですけれども、そのほかにもちょっと支出のほうを見させてもらって、仮にこの支出が何か月間かできないときに、支払い能力があるかというところで現金の保有というか、その辺も一応確認はさせていただきながら判断はしているところでございます。
- 〇大野委員長 鈴木委員。
- **〇鈴木委員** ありがとうございます。

その経営状態というのは会社の形式になっていると思うので、ざっくり考えて、どういう数字的 に収支が、利益がどういうふうに出ててというあ たりを御説明いただけますか。

- 〇大野委員長 係長。
- ○青木農業振興係長 利益についてなんですけれど も、令和2年にコロナがあったときは、一時期ち ょっと収支につきましては赤字という形にはなっ たんですけれども、その1年以外は黒字のほうで 経営はしているというところでございます。
- **〇大野委員長** 鈴木委員。
- ○鈴木委員 会社なので、多分資産の部と負債みたいなバランス表があるかと思うんですけれども、それについては、負債はなくて、資産超過になっていると思うんですけれども、そこはどうなっていますかね。
- **○大野委員長** 暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

- ○大野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。 係長。
- ○三山農業振興係主査 貸借対照表の関係なんですけれども、こちらの法人のほうで長期借入れも若干ございます。それから、当然株主さんのほうからお預かりしている資本金というのも負債側のほうのバランスに入ってくるかと思いますので、そこでのバランスが今ちょうど取れているような状況というふうなお答えで大丈夫でしょうかね。現金、預金のほうも当然あるんですけれども、資産超過でもないですし、負債超過でもないというような形でこちらは捉えているというふうに考えていただければと思うんですが。
- **○大野委員長** よろしいですか。

その他ないようですので、質疑の途中ですが、 議員間討議に入ります。 討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ いますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 し、これより採決いたします。

議案第117号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第117号については原案のとおり 可決すべきものと決しました。

ここで、会議の途中ですが、休憩を挟みます。 会議の再開は11時15分です。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○大野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。 ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会 (第三分科会)に切り替えて審査を行います。

◎議案第122号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 議案第122号 令和5年度那須塩原 市一般会計補正予算(第7号)を議題といたしま す。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

- ○君島農務畜産課長 (議案第122号について説明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島副委員長。

- ○小島副委員長 今の執行計画書の11ページの畑地 化促進事業に伴う土地改良地区除外決済金という ことですけれども、具体的にどちらの地域でこの 決済金を支出するのかお伺いいたします。
- O大野委員長 課長。
- ○君島農務畜産課長 申し訳ありませんでした。大きく地区のような形でよろしいでしょうか。東那須野地区、それからあとは高林のほうですか、それから黒磯のほうと、そんな形で予定をしております。
- **〇大野委員長** 小島副委員長。
- ○小島副委員長 土地改良地区除外ということで、 土地改良区だけの畑地化、いっぱい今回水田転作 で畑地化の補助金の申請は出ていると思うんです けれども、今回のこの予算というのは土地改良区 だけの畑地化の申請という考え方ですか、確認し たいと思います。
- O大野委員長 課長。
- **〇君島農務畜産課長** やはり委員おっしゃいますよ うに、土地改良区に入っている農家の方、それか ら入ってなくて自分たちで井戸を掘って、それを

利用している農家の方が畑地化のこの事業に取り 組むといった場合に、委員おっしゃいますように、 土地改良区に属している方が畑地化に取り組む、 これに対して決済金を払いますよという、そうい った農家の方を対象にしているということになり ます。このような補正という形で取らせていただ いているということでございます。

- 〇大野委員長 小島副委員長。
- ○小島副委員長 畑地化については、今回かなり要望が出てきまして、国でも補正という形で全員までできなかったということが、今回かなり補正で、今回要望した方については全てこの補助金が出るような方向だということですけれども、本市においてこの畑地化の事業で全部要望に応えられているのかどうかお伺いしたいと思います。
- 〇大野委員長 課長。
- ○君島農務畜産課長 委員おっしゃいますように、 今回の補正部分というのは2次採択というんです かね、そこまでの方で、1次のときに採択されな かった方もいらっしゃるんですけれども、今回含 めますと、うちのほうで手挙げするといいますか、 そういった方については採択をされるというよう な形で進んでいるということでございます。
- **〇大野委員長** 小島副委員長。
- ○小島副委員長 要望に全て応えられているのかどうかというのがちょっとそこが確認したいところなんですけれども、かなり大きな要望が出てきて、国では全部に応えられなかったというようなことですけれども、市では今回のやつで応えられているのかどうかというところをちょっと確認したいと思います。
- 〇大野委員長 課長。
- **〇君島農務畜産課長** 本市の場合につきましては、 委員おっしゃるように、応えられてない分という のはこれまでもありましたけれども、流れの中で。

ただ、市の場合につきましては応えられているような形で補正をさせていただいて、前へ進んでいければというような状況になっております。

- **〇小島副委員長** 分かりました。
- ○大野委員長 同じところで関連する質疑はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 まず初めに、課長のちょっと聞き取れないときがあるんで、ゆっくり説明をしてください。

この3,200万というのは大きいのか、小さいのかもちょっと自分でも判断がつきにくいんですけれども、これの算出方法をちょっと御説明いただけますか。金額の算出根拠と併せてね。

- 〇大野委員長 課長。
- ○君島農務畜産課長 考え方としましては、上限があるんですけれども、1反歩当たり25万円ということになっております。それに対しまして面積で掛けますと、今回補正をさせていただきたいというような形の金額になってくるような組立てになっております。
- **〇大野委員長** 鈴木委員。
- ○鈴木委員 この区域に入っている人が畑地化をすることによって支払う金額のこれは何割ぐらいに該当するんですか。100%ですか。
- 〇大野委員長 課長。
- ○君島農務畜産課長 ざっくりしたところのあれで申し訳ないんですけれども、上限が25万円で、委員がおっしゃる全てそれでのみ込めているかというとのみ込めてないのが状況のようです。それから、1反歩当たり大体50万円前後ぐらいの決済金が必要になっているということのようです。ですから、仮に50万円ですと、上限25万円になりますので、25万円につきましては自分の負担があると。ですから、大体2分の1ぐらいの見当になるのか

なということでございます。

- **〇大野委員長** 鈴木委員。
- ○鈴木委員 割り算すれば出てくるんですけれども、 この金額になった、予算を立てた金額の算出根拠 としての計算、つまりどういうふうに面積を見込 んだのかというあたりも御説明願えますか。
- 〇大野委員長 課長。
- ○君島農務畜産課長 こちらの数字のほうなんですけれども、先ほど小島委員からもありましたように、ずっと年度当初から進んでいる中で、当然うちのほうもこの事業自体のほうを使えますか、使えませんかじゃないですけれども、その辺を調査させていただいて、それで、その辺がまとまりまして、今回補正というような形で予算のほうを計上できればということで考えているものです。
- 〇大野委員長 鈴木委員。
- ○鈴木委員 すみません、財源は説明、もしあったら聞き漏らしちゃったんですけれども、これは市単独なのか、国からの支援、補助があるのか。
- 〇大野委員長 課長。
- ○君島農務畜産課長 全て10分の10の補助になって おります。ですから、市のほうからの持ち出しは ないような形の事業になっております。
- **〇大野委員長** 鈴木委員。
- ○鈴木委員 国がこういう農地を畑にして、土地改良区から出るときの支援するという、国のそのメニューというんですかね、そういった趣旨のメニューってどういう趣旨で国は出してくれる。見つけたんでしょうけれども、どういう趣旨なのか、そこだけ最後1点お伺いできますか。
- 〇大野委員長 課長。
- ○君島農務畜産課長 こちらにつきましては、市の ほうですと水田再生協議会が事務局が窓口になっ てます。ということは、昔で言う転作の関係です かね。水田を畑地という形で利用のほうの転換を

していただくということで、今回国のほうでこの ような形の、繰り返しになるんですけれども、畑 〇大野委員長 異議がないものと認めます。 地化に取り組むという形の農家の方に円滑にそれ が進んでいくようにということで、1つのメニュ ーとしての土地改良区地区除外決済金支援という ことで、上限25万円、1反歩当たりですね、とい いうことでメニューを設けたということでござい ます。

○大野委員長 同じところで関連する質疑はござい ますか。

[発言する人なし]

〇大野委員長 なければ、違うところで質疑はござ いますか。

[発言する人なし]

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入 ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ いますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計 補正予算(第7号)は、原案のとおり可決すべき ものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

よって、議案第122号については原案のとおり 可決すべきものと決しました。

農務畜産課所管の審査事項は以上となります。 ここで、休憩といたします。

会議の再開は11時35分になります。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時35分

○大野委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開い たします。

◎商工観光課の審査

○大野委員長 ただいまから商工観光課の審査に入 ります。商工観光課の皆様、お疲れさまです。

◎議案第118号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 それでは、議案第118号 公の施設 の指定管理者の指定についてを議題といたします。 執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたしま す。

課長。

- ○波多腰商工観光課長 (議案第118号について説 明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許 します。

鈴木委員。

○鈴木委員 選定理由に、適切な施設管理と集客のための企画力が必要であり、それらを遂行し得る能力ある団体と認めて選定したということだと思うんですけれども、出来上がってから不幸なことにコロナが入ってしまって、たまに行ったら、がらがらのときにたまたま行っていたのかもしれませんが、実績があるので、こういった企画力、集客力があるとみなした実績などの御説明をちょっといただけますか。

〇大野委員長 館長。

○石塚まちなか交流センター館長 ただいまの御質 問にお答えしたいと思います。

御存じのように、当該施設、令和元年の7月に オープンした施設でございます。現在まで当然の ことながら市の直営でやっているわけでございま すけれども、その間、今現在指定管理者として選 定しようとしている黒磯駅前活性化委員会が令和 3年の10月から、丸2年間になりますかね。2年 間ほど市の事業の事務の一部を委託ということで、 委託事業者として駅前活性化委員会に市から委託 をしているところでございます。

先ほど議員御指摘のように、オープン後、約1 年もたたないうちからコロナに見舞われまして、 非常に様々な制限の中、時には一時的な期間を休 館にしたり、議員が御来館いただいときには恐ら くあまり人がいなかったと、そういったところか と思います。その後、ある程度落ち着いた中で、 令和4年から制限をすることがなく、9時から9 時半までの開館時間の中で様々な催しをしている んですけれども、来館者の数だけで、まずお話を させていただくと、オープン当時はもう年間2万 人台でございました。それが令和4年度からは約 4万人、今年、令和5年度については5万人を超 えるぐらいの年間の来館者を今見込んでおります。 この駅前活性化委員会についてでございますけ れども、平成19年度にこの駅前を何とか活性化させる方法がないかということで設立をいたしました地域の団体でございます。様々な紆余曲折の中で、当時駅前にカワッタ家というまちづくりをするための拠点となる施設、こちらのほうをこの駅前活性化委員会のほうで運営していたと。

その後、市のほうとのいろんな協議の中で、こ の交流センターができたという経緯があるわけで ございますけれども、今、年間を通じて様々なイ ベントを実施しておりまして、例えばですけれど も、マルクト広場、年6回、これは隔月で実施を しているものがございます。それから、キャンド ルナイトという、これも大きなイベントですけれ ども、6月と12月の年2回、さらにはもったいな い市というものをやっております。これは年1回 で10月です。それ以外に恐らく御来館いただいた ことがあるんじゃないかと思うんですが、例えば スーパーカーのフェスティバルとか、旧車のフェ スティバル、そういったものを実施しております。 いずれのイベントも来客数からいきますと、四、 五百人ぐらいは見込めているということで、この 駅前活性化委員会につきましては、毎週金曜日に 会議を開いて、様々なイベントの企画とか、そう いった話合いをしているということで、長くなり ましたけれども、選定理由の一つとして述べさせ ていただきたいと思います。

以上です。

- ○大野委員長 そのほか質疑ございますか。 山形委員。
- ○山形委員 分かりました。設立年月日は令和元年 の5月7日ということで、主な事業というような ことで書いてあります。一般社団法人黒磯駅前活 性化委員会、こちらメンバーって何人ぐらいいら っしゃるんですか。
- 〇大野委員長 館長。

- ○石塚まちなか交流センター館長 設立当時が約15 名ほどおりました。当然その後増減はありますけれども、おおむねそのぐらいで推移をしております。さらに付け加えさせていただきます。今現在一部委託ということで、そのメンバーの一部も施設の委託の管理運営のほうに携わってもらっているんですが、施設のほうでは現在のところ12名ということでやっているところでございます。
- **○大野委員長** そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員から意見はござい ますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 し、これより採決いたします。

議案第118号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第118号については原案のとおり 可決すべきものと決しました。

ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会 (第三分科会) に切り替えて審査を行います。

◎議案第122号の説明、質疑、

討論、採決

○大野委員長 議案第122号 令和5年度那須塩原 市一般会計補正予算(第7号)を議題といたしま す。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

- ○波多腰商工観光課長 (議案第122号について説明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

- ○鈴木委員 そうしましたら、産業団地の砂利の検査の件なんですけれども、今回その予算を取る。 検査をして、もともとあった石ではないということのために成分検査をするということですけれども、仮というか、そのトンネル工事と同じ成分で、あそこから来た石だということが成分上合致したというふうに出たとして、それは今後市としてはどういうことにそのデータを用いようとしているのか、このお金をかけてですね。そこをもう一度明確に御説明いただきたいと思います。
- 〇大野委員長 課長。
- ○波多腰商工観光課長 那須高林産業団地の砕石の成分分析についてなんですが、今回この成果をどのように活用しようかという御質問かと思うんですけれども、議員おっしゃるとおり、我々としては塩原のトンネルの可能性が高いというところについては、まず出てきている砕石の特徴的なもの

で、要は土建業をやっている方の経験則からする と、塩原のトンネルの可能性が高いんではないか というお話は聞いておりますけれども、それが今 までの調査をした結果では確定はできていないと いうところになってます。

仮にその塩原の可能性が高いと今回の分析の結果で出た場合は、これまでも市としてはそのトンネルの施工工事業者等に聞き取りはさせていただいていますが、引き続きこれまでも県や土地開発公社におかれまして御協力はいただいているところですが、やはりその可能性が高いという結果が出たら、さらにその一番トンネル工事を発注した県のほうに、こういった状況が結果として出ているので、そのトンネル工事の発注者としても原因の特定についてさらなる協力をいただけないかというお話をする際に使えないかなというふうに考えているところでございます。

〇大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 つまり那須塩原市民の多分多くの人は、 もうトンネル工事から出たものだろうというふう に思っていて、今回何億という立地企業に対して 補償をしているところですよね。もう実際お金を 支払っているということだと思うんですけれども、 そういう状況に対して今の県のスタンスはどうい うスタンスなのか、どういう考え方なのか。今ま でも説明受けています。 瑕疵担保責任は2年だか ら、もう全く県としては、売り主としては法律的 には何の責任もないんだと、そういうスタンスで まずいるのか。その上で、これがやはりトンネル 工事で出てきたものとなったときに、県に対して 改めて損害賠償ができるのか。または県が協力し てくれて、その事業者を特定することに協力して くれて、ある意味悪意があったかもしれないかど うかは、そこまではちょっとここでは言えないん ですけれども、それをやった。本来は30cm以下で

したっけ。じゃないものを運んだところを特定して、そこの事業者を追及することに対して、県も協力していただきたいというところに話を持っていきたいんだと思っているんですけれども、そこについて県の考え方、それから弁護士さんも含めて、そのあたりをもうちょっとどれぐらい活用できるのかという御説明をいただけますか。

〇大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 まず、ひとつ現段階での県 の考え方の部分ですけれども、これはこれまでも ほかの議会の答弁等の中でも御説明してきました とおり、まず、当時トンネル工事の資料について の提供を求めていた中では、その当時の書類につ いては保存年限経過のため廃棄しているのでない というようなお答えをいただいています。当然あ る資料については、例えば当時のトンネル工事の 施工したときのパンフレットとか、そういった資 料等は頂いておりますけれども、例えば工事写真 とか、そういったものがないというようなところ までのお話は聞いている段階であって、それ以上 県のほうとして、例えば当時の工事の中で今回出 てきているものが運び込まれたかどうかまでを確 認するような意思までは示されてはおりません。 県としてはそのような考え方でいるのだという認 識を持っています。

それから、じゃ、今後どのように県のほうに求めていくのかというところについては、先ほど議員がおっしゃったとおり、それで今回分析調査をやって、塩原のトンネルの付近が高いという結果が出たとすれば、我々としては当時の要は業者さんですね、運び込んだと思われる業者さん、その原因を究明するということについて協力をお願いしたいというふうに考えているという考えでございます。

〇大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 県の立場だと、提出された書類にそう いった写真とか、そういうのがなければ、土木事 務所の担当管理官も分からないわけですよね。現 場で見ない限り分からない。悪意があって出して いれば、そんな30cmに砕いて入れなきゃいけない ものを、わざわざそっくりそのまま写真を撮って 運びましたと言う業者もいるわけはないので、そ うすると、県のその工事担当者も分からなかった。 5年はたっているから問題はないことで処理しま したというスタンスになるのは、もうそれは当然 というか、自然の流れだと思うんですよね。何も 問題なく工事が終わったと。それを今から、これ はその工事の段階で出てきたんじゃないかと言わ れても、県もすごく困るんじゃないかなという、 県の立場だとね。そこはちょっと分かるところな んですけれども。

それにしても、5年以上も工事からたっていて、ちょっと話が変わってしまうんですけれども、1年ぐらい成分分析に期間を取っているんですけれども、それじゃなくても、もうこのことが分かってから、問題になってから1年たつ、もう1年ぐらいたつわけですよね。要するにそういった状況証拠みたいなものがどんどん薄れていってしまったり、そのときの職員なんかもどんどんいなくなってしまうので、本当は早いほうがいいと思うんですよ。

この成分検査において、本来出せば、例えば1 か月でできますよとか、そのあたりはどういうふ うに考えていますかね。

〇大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 この委託の期間についてなんですけれども、先ほど御説明したとおり1年程度かかるということで、今のところ把握しておりますけれども、これは今回、先ほども申し上げました幾つかの場所から出土しているサンプルを相

当数、今想定しているのは最大100程度のサンプ ルを作成して比較をしていくという作業をするわ けなんですけれども、どうしても精度を高めるた めには、ある程度のサンプル数をやらないと精度 が高められないというところがございまして、そ うすると、どうしても最大100程度のサンプルと いうことになりますと、岩石を砕いて薄い板状に するようなんですけれども、それを作成した後に 顕微鏡なりで見て分析をしていくという作業と伺 っていますが、それがどうしても、最初のサンプ ル100作るとなると、それで約半年程度はかかっ てしまうというところが一番期間がかかるという ふうに聞いています。その後、分析が二、三か月 程度かかって、報告書に1か月程度ということで、 約1年程度かかるというふうに見込んでいる状況 ですので、できる限り我々としても短縮できると ころは短縮を努力したいと思いますけれども、当 然その精度を高めるためにはある程度の期間が必 要だというところで認識をしているところでござ います。

〇大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 何ていうんだろう、これがね、結果が出ても、まだその先がなかなか難しいような感じがする。だけれども、もうお金は完全に出ていってしまって、これからもさらに追加で出る可能性があるという状況ですよね、市は。早くしなければいけないし、いろんな方法あると思うんですけれども、取りあえずこれは1者で任せれば、縦の管理ですけれども、2者とか3者にやれば並行でできるということもあると思うんですけれども、そこは考え方はどうなんですかね。

O大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 今の御質問、恐らく同時に 複数者に頼めば時間的に短縮できるんではないか というような御質問であるかなと思うんですけれ ども、現段階では、やはり成分分析というところがございますので、1つは、同じ基準で見ていただくと。それはもしかしたら複数業者でも同じ基準でできるという方法があるのかもしれないんですが、現段階では、相談させていただいている事業者さんからは、やはり1か所でやるほうが精度が高いというふうには聞いておりますけれども、そのあたりは今後、業者さんのほうと内容について詰めていく中で、可能なのであれば、それが短縮につながるということであれば、その辺は検討が必要かなというふうには思います。

- 〇大野委員長 鈴木委員。
- ○鈴木委員 期間の短縮だけではなくて、やはりど こか1か所に任せるとしたら、要するに信頼の問題ですよね。複数にやるほうが信頼ができるという意味でも、もし可能ならね、だって、いいんじゃないかなということと、頼むんだったら、ここは信頼できない検査機関だとか、そういうことはないと思うんですよね。頼めるんだったらどこだって信頼できるんでしょうから。それを一緒にやってもらって、やはり似たような数値が出てくるんじゃないかと思うんです、同じ地域から出ていればね。そうすると、やはりそっちのほうが説得感が出たりするように考えられるかもしれないんで、そこは検討して、これは意見になってしまうんで、そういう考え方もあるかなと思ってお伺いいたしました。

いずれにしてもこれを予算取ってやりたいとい うことなので、ここで質疑は終わりにして、了解 しました。

- ○大野委員長 同じところで質疑ございますか。〔発言する人なし〕
- ○大野委員長 なければ、違うところで質疑はございますか。

鈴木委員。

- ○鈴木委員 一応、金額がちょっと大きかったので、 積算根拠をお伺いしたいと思って、9ページだっ たかな……
- **○大野委員長** 公の施設の指定管理。
- ○鈴木委員 公の施設の指定管理の金額で、1億二 千何百万円の算出根拠の御説明をいただきたいと 思います。
- 〇大野委員長 館長。
- ○石塚まちなか交流センター館長 今回、債務負担 行為ということで、1億2,800何がしということ で設定をさせていただいたんですが、まず1つと して、これは3年間ということになります。1年 当たりの金額が4,290万円、およそ4,300万という ことになるんですが、これの主なものとしまして は、まず指定管理の人件費でございます。このう ち約7割程度が人件費ということになってくるか と思います。それと、施設の維持管理の費用が、 大きく言うと残りと。その中には光熱水費であり ますとか、あとは各種設備の維持管理のための委 託の費用でありますとか、こういったのが含まれ てきているところでございます。

本当に大まかですけれども、委託料としてはそ ういった内容になってくると思います。

以上でございます。

○大野委員長 同じところで関連する質疑はございますか。

[発言する人なし]

〇大野委員長 なければ、違うところで質疑はございますか。

[発言する人なし]

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ いますか。

[発言する人なし]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計 補正予算(第7号)は、原案のとおり可決すべき 〇大野委員長 ないようですので、討論を終結した ものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり 可決すべきものと決しました。



◎議案第126号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 次に、議案第126号 令和5年度那 須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算(第 2号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたしま す。

課長。

- ○波多腰商工観光課長 (議案第126号について説 明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許 します。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ

いますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 し、これより採決いたします。

議案第126号 令和5年度那須塩原市産業団地 造成事業特別会計補正予算(第2号)は、原案の とおり可決すべきものとすることに異議ございま せんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第126号については原案のとおり 可決すべきものと決しました。

商工観光課所管の審査事項は以上となります。 ここで昼食のため休憩といたします。会議の再 開は13時とします。

休憩 午後 零時11分

再開 午後 1時00分

○大野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた します。

◎気候変動対策局の審査

○大野委員長 これより気候変動対策局の審査に入ります。

初めに、気候変動対策局長から御挨拶をいただきます。

局長。

- 〇松本気候変動対策局長 (挨拶。)
- **〇大野委員長** ありがとうございました。



◎気候変動対策課の審査

○大野委員長 ただいまから気候変動対策課の審査 に入ります。気候変動対策課の皆様、お疲れさま です。



◎議案第122号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 気候変動対策課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、 建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原 市一般会計補正予算(第7号)を議題といたしま す。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

- ○相樂気候変動対策課長 (議案第122号について 説明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

〇山形委員 せっかくなんで質疑させていただきます。

今回この積立基金利子が2,000円ということで、 これ今、積立金額全てで合計幾らになっているの か教えていただけますか。

- 〇大野委員長 課長。
- **○相樂気候変動対策課長** 現在、約1,800万円になっております。
- 〇大野委員長 山形委員。
- ○山形委員 この積立基金の使用用途、どういった 事業に使用される予定で積立てしているのか伺い ます。
- 〇大野委員長 課長。
- ○相樂気候変動対策課長 気候変動対策基金、こちら条例におきまして、その使い方というか、どの事業に充てるというところで、気候変動対策に関する事業、それから良好な環境の保全及び創造に関する事業、その他、市長が目的達成のために必要と認める事業ということになっておりまして、具体的に今のところ充てている実績としましては、熱中症予防のメール配信に充てているところ、それから今年度、ナッジを活用した省エネ講座を事業所に対して実施する予定なんですけれども、そこにも充当する予定でおります。
- **〇大野委員長** 山形委員。
- **〇山形委員** 2つの事業、今いただいて、その積立 金がどれぐらい使われているのか伺います。
- 〇大野委員長 課長。
- ○相樂気候変動対策課長 両方合わせて三百数十万 ぐらいでして、先ほど1,800万と言ったのは、そ ういったのを引いてもそれぐらいというところで ございます。
- 〇大野委員長
 そのほかございますか。

 [「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ いますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計 補正予算(第7号)は、原案のとおり可決すべき ものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり 可決すべきものと決しました。

気候変動対策課所管の審査事項は以上となりま

ここで休憩とします。会議の再開は1時15分に なります。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時17分

○大野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた

します。

◎市民生活部の審査

○大野委員長 ただいまから市民生活部の審査に入 ります。

初めに、市民生活部長から御挨拶をお願いいた します。

部長。

- 〇河合市民生活部長 (挨拶。)
- **〇大野委員長** ありがとうございました。

◎環境課の審査

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 ○大野委員長 ただいまから環境課の審査に入りま す。環境課の皆様、お疲れさまです。

◎議案第122号の説明、質疑、

討論、採決

〇大野委員長 環境課につきましては、建設経済常 任委員会に対する付託案件がありませんので、建 設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会) に切り替えて審査を行います。

それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原 市一般会計補正予算(第7号)を議題といたしま す。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたしま す。

課長。

- ○佐藤環境課長 (議案第122号について説明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。

山形委員。

- 〇山形委員 新規で計画を策定するというんですが、 委託先はどのようなところを想定しているのか伺います。
- 〇大野委員長 課長。
- ○佐藤環境課長 こちら金額的に入札案件になって まいりますので、環境系の調査業務、そういった ものを行う事業者さんのほうから入札によってこ ちらですね、委託をしてまいるということで考え てございます。
- **〇大野委員長** 山形委員。
- **〇山形委員** 分かりました。やれるところは限られてくるということで認識、分かりました。

この計画を策定することによって、本市にどの ような効果が生まれてくるのか伺います。

- 〇大野委員長 課長。
- ○佐藤環境課長 こちら目的が早期防除計画ということでございまして、侵入が確認されたばかりということで、早期の対応が重要になってくるということで、ゾーニングの設定であるとか、既に発生をしたエリアであったり、カミキリムシが好む樹種が多いエリアを警戒エリアとしたりとか、そういったゾーニングの設定を行ったり、効果的な防除方法といったものをこちら方針を策定することで、根絶に向けてということで、早期の取組ということで、民地であったりとか、農業等に影響が出ないような、森林等に影響が出ないようなということで、早期の伐採ということで行えるような形での計画を策定してまいりたいというふうに考えております。
- 〇大野委員長 山形委員。
- ○山形委員 国からの250万円というふうなことで、 今回策定するに当たって、先ほど冒頭ではツヤハ ダゴマダラカミキリでしたか、そういうふうな外

来がいるということで、これ特定外来生物という のは今現在どれぐらいの種類ですかね、数の種類 が存在して、本市はどれぐらい、今回のこのケー スですかね、状況ですか、どのようになっている か伺います。

- 〇大野委員長 係長。
- 〇山本環境保全係長 特定外来生物なんですが、現在で159種指定されております。哺乳類であったり、魚類であったりとか、そういう細かく種類ごとに何種類ということで、トータルで159ということで確認しております。
- 〇大野委員長 山形委員。
- 〇山形委員 159ということで分かりました。

今回このツヤハダゴマダラカミキリが特定外来 種ということでされたということですが、本市は それ以外に特定外来種が確認された例みたいなも のは、そういうふうな事例というのはございます

- 〇大野委員長 課長。
- ○佐藤環境課長 ホームページ等でもお知らせはしているところでございますけれども、植物ということで、関谷地区でオオキンケイギクとか、三斗小屋地区のほうでオオハンゴンソウとか、川辺に繁茂するということで、オオカワヂシャとか、あとは河畔公園等で確認されておりますウチダザリガニとか、そういったところが確認されてございます。
- **〇大野委員長** 齋藤委員。
- ○齋藤委員 それでは、今、課長からお話があった ように、これ計画をつくる、策定が250万かかっ て、後にエリアとか、どういう木につくのかとい うところを今回のこの予算で決めていくんでしょ うけれども、行く行くは、当然予算でそれを防除 していく予算を立てていくんだろうというふうに 思うんですが、先ほどこの計画の中に民地も含ま

れていくということでよろしいんですか。

- 〇大野委員長 課長。
- ○佐藤環境課長 防除の計画には、そういったゾーニングをするということで、当然、民地も含まれてまいりますけれども、民地に対しては補助金の検討ということで、現在検討中ということでございますので。ツヤハダゴマダラカミキリ虫が好む樹種がトチノキであったり、カツラであったりということで、公園であったりとか街路樹に多いというところで、現在は市の施設であったりというところで発見されておりますけれども、今のところ民地では被害というのは確認されてはございません。

以上でございます。

- 〇大野委員長 齋藤委員。
- ○齋藤委員 分かりました。

計画策定で調査したときに、今後の話ですけれ ども、今の予算ではないので。民地に係る部分が あったら、市の考え方としては、補助金を出して いくという考えの下でよろしいんですね。

- 〇大野委員長 課長。
- ○佐藤環境課長 現在検討しているところということで、そのような方向で検討してまいりたいというふうに考えております。
- ○大野委員長 そのほかございますか。 鈴木委員。
- ○鈴木委員 そもそもの話なんですけれども、まず、 これ今現在、那須塩原市にこの虫はいるんですか、 認められているんですか、市内にいるということ は。
- 〇大野委員長 部長。
- ○河合市民生活部長 今現在いるかいないかという 話なんですけれども、ツヤハダゴマダラカミキリ というのが今年の8月末に大山小学校で発見され まして、外来特定生物と指定されたのが9月とい

うことで、ちょっと発見は早かったんですけれど も、今現在おります。

- 〇大野委員長 鈴木委員。
- ○鈴木委員 この予算を取るきっかけは、結局、市のほうでこれは問題だと思って、この予算を取ったのか。これが出たら、もうこの制度というのは国のほうから、もうこういった市のほうでね、対策を取りなさいというふうに言われていたのか、動機として、どういうことだったんでしょうね。
- 〇大野委員長 課長。
- ○佐藤環境課長 こちら国の交付金は必ず自動的につくというものではございませんで、市の方針として、早期防除が必要ということで判断をいたしまして、政策統括監のほうでこういった交付金があるということでの情報を得まして、市のほうで12月補正で対応したというものでございます。
- 〇大野委員長 鈴木委員。
- ○鈴木委員 那須塩原市って結構6,000㎡ぐらい市全体でありますよね。広いと思うんですけれども、この250万円の中で、先ほど山形委員もどういうところであるのかという質問があったんですけれども、この広いところを測量会社さんがやるんじゃなくて、森林組合みたいなところがやるんじゃなくて、こういうのを受けるという機関というのはどういうことをふだんやっている機関を想定しているんでしょうか、この受託する機関は。
- 〇大野委員長 課長。
- ○佐藤環境課長 こちら環境課のほうで所管しておりますものは早期防除計画ということで、早期防除のための計画の策定に係る業務ということでございますので、伐採の業務についてはまた別なそれぞれの所管課のほうの予算で対応ということでございますので、計画策定については、先ほど申し上げました、こういった事業に精通した環境系のコンサルさんであったりとか、そういったとこ

ろに委託をするということでございます。

- 〇大野委員長 鈴木委員。
- ○鈴木委員 森林組合さんが切れとかいう話ではな ○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び いのはお互い分かっていると思うんですけれども、 栃木県内にこういう機関ってあるんですか。それ とも、東京都にある、こういう国が御用達の機関 みたいなところを想定しているんでしょうか。
- 〇大野委員長 課長。
- **○佐藤環境課長** 県内にも幾つかそういったコンサ ルさんというか、業者さんはございますので、そ ちらは入札ということでございますので、契約検 **査課のほうで適切な事業者さんを選定しまして、** 入札にかけるといった形になるかとは思いますけ れども、当然、入札に参加している事業者さんが 県外にあれば、そういったところも含めてという ことになるのかというふうには考えております。
- 〇大野委員長 よろしいですか。 そのほかないですね、大丈夫ですね。
- ○河合市民生活部長 すみません、先ほど齋藤委員 のほうで、市内の民地で出た場合の補助の検討の 話が出たかと思うんですが、今回、ツヤハダゴマ ダラカミキリではなくて、クビアカツヤカミキリ というまた別の種類のカミキリムシがおりまして、 こちら県内大田原市をはじめ12市町で確認されて いて、うちではまだ確認されていないんですけれ ども、こちらの伐採等の補助事業ということで、 既に今年度、補助の要綱を策定して、予算も一応 措置してあります。ただ、被害等がないので、こ の補助事業、まだ実施はされておりませんが、こ の辺の拡大という意味での検討を行っているとい うところで、補足の説明とさせていただきます。
- ○大野委員長 齋藤委員、よろしいですか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。 討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ いますか。

[「ありません」と言う人あり]

質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計 補正予算(第7号)は、原案のとおり可決すべき ものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり 可決すべきものと決しました。

環境課の所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。会議の再開は1時40 分になります。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時39分

○大野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた します。

◎廃棄物対策課の審査

○大野委員長 ただいまから廃棄物対策課の審査に 入ります。廃棄物対策課の皆様、お疲れさまです。

◎議案第122号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 廃棄物対策課については、建設経済 常任委員会に対する付託案件がありませんので、 建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科 会)に切り替えて審査を行います。

それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原 市一般会計補正予算(第7号)を議題といたしま す。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

- ○大野廃棄物対策課長 (議案第122号について説明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

- ○鈴木委員 今説明のあった7ページで一番下の家庭系一般廃棄物焼却処理業務委託第1期ということですけれども、3億3,733万1,000円、要はこれの積算根拠、そこを御説明いただけますか。どこで燃やしてどういうふうに修理していくのかのあたりもお願いします。
- 〇大野委員長 課長。
- ○大野廃棄物対策課長 こちらにつきましては、主 に市外にあります自治体ですとか組合で焼却炉を 持っている施設にお願いしまして、まずはそちら で可能な分だけをやっていただくというような形 になります。また、そちらの費用につきましては、

それぞれの施設ごとに設定している費用がございまして、例えば我々の施設ですと、大田原を受け入れたときには10キロ当たり150円ということで、トン当たり1万5,000円、そういった様々それぞれの施設によって金額は違うんですが、そちらに持ち込む費用と相手方の設定している費用を掛けたもので予算のほうをさせていただいております。

- **〇大野委員長** 鈴木委員。
- ○鈴木委員 外部にお願いするときは、全て行政機関の焼却場にお願いするのか、民間の焼却場、そちらにもお願いしたりするのか。民間にもお願いするのかどうか、市内にあるんで、そういうところに頼むのかどうかということをお伺いしたいですけれども。
- 〇大野委員長 課長。
- ○大野廃棄物対策課長 こちらにつきましては、行政に関する市外の施設が6か所と、あと市内の民間事業者、1者ございますので、そちらにも併せて頼む予定となっております。
- O大野委員長 そのほか。

齋藤委員。

- ○齋藤委員 基本的なことなんですが、今回1炉をメンテするということで、先ほど第2の炉もやるということで決まっているので、多分今回補正予算で上げるのは、何らかの原因でこのメンテが必要ではなくて、クリーンセンターのこの炉開始からもう何年経過で必ずやるという、このリズムというか、ことで今回補正を組んでいるということなんですか。
- 〇大野委員長 課長。
- ○大野廃棄物対策課長 こちらに関しましては、焼却炉のほうが一定期間を超えますと大規模な改修工事が必要ということで、那須塩原市のほうでも、どのタイミングに改修工事をするかということで、長寿命化計画のほうを策定させていただきまして、

その中で、今回の改修のタイミングが一番費用的 にも、施設の能力を維持するのにもいいだろうと いうことで、そのタイミングでやらせていただく 工事となります。

- 〇大野委員長 齋藤委員。
- ○齋藤委員 そうすると、期間は特段決まっていないけれども、大体この辺が改修をしていく期間の中で一番予算的にも軽減できるというのが今回の補正を組んだというところの時期ということでよろしいんですね。
- 〇大野委員長 課長。
- ○大野廃棄物対策課長 焼却炉のほうが一般的に10年から15年ぐらいで改修を判断するような時期がございますけれども、その中でどのタイミングがいいかということで、当初は18年ぐらいというタイミングも考えていたんですけれども、実際に積算したところ、かなり逆に費用がかかってしまうということで、このタイミングでやるのが一番費用的にも抑えられるという結果でございます。
- **〇大野委員長** 齋藤委員。
- ○齋藤委員 今、課長が話したように、大分クリーンセンターが稼働始まってから改修が早いなと思ったら、その時期を引っ張ることによって予算がかかってしまうという判断ということで了解しました。
- ○大野委員長 そのほかございますか。よろしいで すね、大丈夫ですか。

[発言する人なし]

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ いますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「質疑をお願いします」と言う人あり]

- **〇大野委員長** 質疑、鈴木委員。
- ○鈴木委員 ちょっと迷っちゃったんですけれども、 今、齋藤委員のほうから延命措置をするタイミン グの話で、今が一番いいだろうということなんで すけれども、誰が判断したのか、判断ですね。誰 が判断していて、あと、延命の中で、要するに後 にすれば費用がかかるとかね、今やると安いけれ ども、またすぐやってしまえばね、結局長い目で 見たら、しょっちゅう直してみたいな形で、トー タルでは修繕費、延命費がかかってしまうんだけ れども、そういう金額的なちゃんと試算を誰がし て、誰が判断したのかだけちょっと改めてお伺い したいと思います。
- 〇大野委員長 課長。
- ○大野廃棄物対策課長 そちらに関しましては、市のほうで長寿命化計画の中でコンサルを入れまして、試算をかけまして、内容としましては、長寿命化計画で高額なものということでございますので、結果的には市議会の議決をいただいて、この形でということで、そのまま進めるような形で進めさせていただいているというのが現状です。
- **〇大野委員長** 鈴木委員。
- ○鈴木委員 やはりただ単に概念というか、だろうではなくて、きちんとした計画書、これ前にうちらのほうに提出されているんでしたか。そういう長期計画の中でいつやるのがいいか、その試算をして、たまたま今回の、今回予算を取っているけれども、そういう試算をちゃんとした結果、予定どおりの補正という形、補正なんですよね、だけれどもね、当初じゃなくてね。そういう形でやられていたんですね。そこだけ確認できたら大丈夫です。
- 〇大野委員長 課長。

- ○大野廃棄物対策課長 長寿命化計画に基づきまして工事の契約をして、その中で、予定どおりの中で、金額のほうが固まったものですから、今回出させていただいたということになります。
- **〇大野委員長** よろしいですか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。 討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ いますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計 補正予算(第7号)は、原案のとおり可決すべき ものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

廃棄物対策課所管の審査事項は以上となります。 ここで休憩といたします。会議の再開は2時5 分とします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時05分

○大野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた します。

◎生活課の審査

○大野委員長 ただいまから生活課の審査に入ります。生活課の皆様、お疲れさまです。

◎議案第113号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 それでは、議案第113号 公の施設 の指定管理者の指定についてを議題といたします。 執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたしま す。

課長。

- **〇鈴木生活課長** (議案第113号について説明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

- **〇山形委員** 今回、応募団体がシルバー人材センターというふうなことで、応募された団体数はどれくらいあったのか伺います。
- 〇大野委員長 課長。
- 〇鈴木生活課長 シルバー人材センター様のみ、1者ということでございます。
- 〇大野委員長 山形委員。
- 〇山形委員 分かりました。

その申請団体の経営状況というところが配点で10 の10が9ということで、経営状況が非常に大事な 部分があるんですが、具体的に経営状況というふ うなことで、どういったところが加味されてこう いう9点というふうな結果になったのか。

- 〇大野委員長 課長。
- ○鈴木生活課長 こちらにつきましては、選定の委員会、庁内の検討委員会を経ていますけれども、 その中で有識者、税理士さんになりますけれども、 そちらの方々に資料等全部提出いたしまして評価をしていただいた結果ということで、こちらの問題ないということでの評価をいただいているところでございます。
- 〇大野委員長 山形委員。
- O山形委員 問題がないというふうなことで、有識 者会議の皆さんから言われたということ、分かり ました。

その中でも若干ちょっと気になる点が1つだけありまして、住民サービスの向上となりながら、配点10のところ6というふうなことで、ほかの点数は軒並み高い中、6というふうなことでありますが、これ平等な利用の確保というふうな、この意味の解釈もあるんですが、具体的にどういったところが、10に限りなくちょっと遠い6点になってしまったのかなというふうなところで、ちょっとその辺をお伺いいたします。

- **〇大野委員長** 課長補佐。
- ○佐々木生活課長補佐 こちらにつきましては、公 の施設を住民の方に平等に利用いただけるように ということで、住民サービスの点での評価項目と なっております。こちらにつきましては、駐車場 という性質上、ゲートがありまして利用するという形で、有人の施設ではない、そういったところ もありまして、サービスの標準化のために接客等 に関するマニュアルを作成したりというところは ありますけれども、常に利用者の方と接するというところではないというところがありまして、具体的な住民サービスの向上に関する提案がそれほ

ど多くなかったので、ちょっと加点できなかった というところなので、劣っているということでは なくて、ちょっと施設の性質上というところで御 理解いただければと思います。

- 〇大野委員長 山形委員。
- ○山形委員 最近では駐車場の利用ということで、 障害を持たれた方も優先的に手前にと、そういっ たところも、このシルバー人材センターも考慮し た一つの要因というふうになっているんですか、 どうなんですか。
- 〇大野委員長 課長。
- ○鈴木生活課長 改めてシルバー人材センターさんがということではございませんけれども、当然、御利用いただくお客様、いろんな方々がいらっしゃいますので、そういった方々に向けて、当然、施設のハード的なことも整備しておりますし、シルバー人材センターさん、これまでも従来どおり実績もありまして、手厚くといいますか、地元に優しくというか、形でやってきていただいたという実績がありますので、特段そのあたりはこれからも問題はないかなというふうに捉えています。
- **○大野委員長** そのほか質疑ございますか。

[発言する人なし]

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ いますか。

〔発言する人なし〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 し、これより採決いたします。

議案第113号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第113号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第114号の説明、質疑、

討論、採決

○大野委員長 次に、議案第114号 公の施設の指 定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

- 〇鈴木生活課長 (議案第114号について説明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

- 〇山形委員 ちょっと分からないことなんで、3の管理経費の削減、(1)指定管理料の提案額というふうなことで、横のところがゼロとなっているんですが、このゼロという意味、ちょっとすみません、教えていただけますか。
- 〇大野委員長 課長補佐。
- ○佐々木生活課長補佐 こちらにつきましては、公 募の際に提案上限額をお示ししまして、指定管理

者として手を挙げていただく方から提案額をいただきます。その提案上限額と提案額との差額に基づいて、一定の計算式に基づいて、こちらのほうをゼロ点から30点まで出すという形になっているんですけれども、こちらにつきましては、提案上限額に近い提案額であったというところもありまして、いわゆる値引き的なところがあまりなかったというところで、この計算式に当てはめますと、四捨五入して、結果としてゼロとなったというところでございます。

○大野委員長 そのほか質疑はございますか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ いますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第114号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第114号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第122号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計 補正予算(第7号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

- ○鈴木生活課長 (議案第122号について説明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

- ○鈴木委員 予算計画書の9ページの市営駐車場管理運営と、これは一緒に聞きたいんですけれども、市営自転車駐車場管理運営費、それぞれの金額に違いが、算出根拠と、それでこの金額が倍ぐらい違いますよね。どう計算するとこういう倍になっているのかというところの説明をしていただけますか。
- 〇大野委員長 課長補佐。
- ○佐々木生活課長補佐 こちら積算のところでございますけれども、まず駐車場につきましては、こちら3年間の金額となっておりまして、1年間にしますと950万円ほどになりますが、このうち人件費が約200万円ほどで、管理事業費的なものが750万円ほどという形になっております。

続きまして、自転車駐車場のほうでございます

けれども、1年間当たりで1,800万円ほどとなっておりますけれども、このうち人件費が1,300万円ほどで、残りの500万円ほどが管理費、事業費という形になっております。

こちらの金額が違うのは、今御説明をしましたとおり、人件費の部分がかなり違っておりまして、駐車場につきましては機械式で集金とかをする形になっておりますので、人が常駐していないので、何かトラブルがあったときの対応ですとか、あるいはお金を集めたりとか、そういったところになるんですけれども、自転車駐車場につきましては、西那須野駅の東西それぞれに1人ずつ職員を配置して常駐しているというところになりますので、そこの人件費の部分が違う関係で、金額が違うという形になっております。

- ○大野委員長 そのほかございますか。 齋藤委員。
- ○齋藤委員 先ほどの補正のほうの7ページで、ユニバーサルデザインタクシーの補助30万円ということなんですが、これ車両を改良する側の何割の上限30万とか、そういうふうに決まった金額なんでしょうか、算出方法は。
- **〇大野委員長** 課長補佐。
- ○佐々木生活課長補佐 こちらにつきましては、車両本体価格等、実際にタクシーとして使用する架装費とかも含めて、それの6分の1で上限が30万円となっております。ですので、実際には車両価格がある程度ありますので、上限額の30万円を計上しているものです。
- ○大野委員長 そのほかございますか。 山形委員。
- 〇山形委員 先ほどの債務負担行為のところである んですが、今年度は令和5年度から令和8年が 2,850万円、市営駐車場が5,400万、前回の指定管 理者の制度を見たときに、令和2年から令和5年

にかけてが駐車場のものに関しては2,700万、今回は150万円上がっているということで、人件費もさることながらあれなのかなと思っているんですが、前回の債務負担行為のときは4,200万だった市営駐車場の管理運営費の債務負担行為が今回5,400万と、1,200万ぐらい多くなっているんですが、なぜそのような金額になったのかお伺いします。

- **〇大野委員長** 課長補佐。
- ○佐々木生活課長補佐 こちら前回と比べて金額が 大きく増えた理由というのが人件費と光熱水費の 増加が主なものとなっております。特に人件費の 増加がかなりの要因を占めておりまして、駐車場 につきましても人件費が上がっているというとこ ろはあるんですが、人が常駐していない関係で、 上がり幅が少ないというところがあるんですけれ ども、自転車駐車場につきましては、両方、2人 の方が常駐しているという形になりますので、そ の辺で人件費の上がり幅を踏まえてこれだけ増え ているというところになります。
- **〇大野委員長** 山形委員。
- 〇山形委員 今の説明だと1,200万円のかなりな金額が上がっているというのもちょっとなかなか理解しにくいなと思うんですが、3年にまたがってあれなんですけれども、令和2年度から1,200万、人件費のみだけで上がったという理解でよろしいんですか。
- 〇大野委員長 課長補佐。
- ○佐々木生活課長補佐 人件費のみだけではなくて、 光熱水費とかの伸びというのもあるんですが、一 番大きいのは、やはり人件費になっておりまして、 その1,200万円が3年ということになりますので、 1年当たり400万円、2か所ございますので、1 か所当たり200万円という形で、人件費と光熱水 費、その他もろもろというところの計算の中で増

えているというところでございます。

- ○大野委員長 そのほかございますか。 小島副委員長。
- ○小島副委員長 ユニバーサルデザインタクシーというなかなか聞き慣れないタクシーなんですけれども、このタクシーというのは、那須塩原市のどのようなところで使われているのかお伺いしたいと思いますけれども。
- 〇大野委員長 課長。
- ○鈴木生活課長 那須塩原市に本社を置きますタクシー事業者5者ほどございますけれども、令和5年10月時点になりますが、10台ほど、このタイプの導入がされている形になっています。
- ○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ いますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計 補正予算(第7号)は、原案のとおり可決すべき ものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

生活課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。会議の再開は2時35 分です。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時36分

○大野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた します。



◎市民課の審査

○大野委員長 ただいまから市民課の審査に入ります。市民課の皆様、お疲れさまです。



◎議案第101号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 それでは、議案第101号 那須塩原 市印鑑条例の一部改正についてを議題といたしま す。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

- ○高塩市民課長 (議案第101号について説明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

〇山形委員 多機能端末機というのは具体的にどう

いう機械か教えていただけますか。

- 〇大野委員長 課長。
- ○高塩市民課長 多機能端末機、いわゆるマルチコピー機を指します。具体的には、本庁市民室前にあるコピー機です。あそこで印鑑登録証とか住民票の発行ができるんですけれども、そういったものを指します。
- 〇大野委員長 山形委員。
- 〇山形委員 コンビニエンスストアにもあるという ふうなことで、市内にはそういったものが設置さ れているコンビニがほとんどだということの理解 でよろしいんですか。
- 〇大野委員長 課長。
- ○高塩市民課長 委員のお見込みのとおりです。
- 〇大野委員長 山形委員。
- **〇山形委員** これ一部改正することによって、市民 にどのような利便性が図られるのか伺います。
- 〇大野委員長 課長。
- ○高塩市民課長 まずはマイナンバーカード現物を 持参しなくていいということになります。ですの で、紛失防止の、まずはそういったリスク回避に つながるのが第1点。それとあと、スマートフォ ンに既に各種サービスを、コンビニでの支払いで すとかそういったものを対応されている方が多く 見受けられますので、そういった方の利便性が高 まるかなと考えております。
- **○大野委員長** ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ いますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

し、これより採決いたします。

議案第101号 那須塩原市印鑑条例の一部改正 については、原案のとおり可決すべきものとする ことに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第101号については原案のとおり 可決すべきものと決しました。

◎議案第122号の説明、質疑、

討論、採決

○大野委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常 任委員会 (第三分科会) に切り替えて審査を行い ます。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計 補正予算(第7号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたしま す。

課長。

- ○高塩市民課長 (議案第122号について説明。)
- ○大野委員長

 説明が終わりましたので、質疑を許 します。質疑ございませんか。

[発言する人なし]

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入 ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ いますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 ○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計 補正予算(第7号)は、原案のとおり可決すべき ものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり 可決すべきものと決しました。

市民課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。会議の再開は3時に なります。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○大野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた します。

◎建設部の審査

○大野委員長 これより建設部の審査に入ります。 初めに、建設部長から御挨拶をお願いいたします。

部長。

- 〇冨山建設部長 (挨拶。)
- **〇大野委員長** ありがとうございました。

◎都市計画課の審査

○大野委員長 ただいまから都市計画課の審査に入ります。都市計画課の皆様、お疲れさまです。

◎議案第122号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 都市計画課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原 市一般会計補正予算(第7号)を議題といたしま す。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

- 〇鈴木都市計画課長 (議案第122号について説明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

- ○山形委員 以前のシステムが不具合があって、今 回新しいシステムを導入するというふうなことで、 その不具合、どんなような不具合があったんです か。
- 〇大野委員長 係長。
- ○福島都市計画係長 現システムの不具合についてですけれども、既にデータが破損してしまって、データを開けないような状況も度々起こっておりまして、バックアップを取っているもので再度起動して何とか使用している状況なんですけれども、当然バックアップを取ってから壊れるまでのデータを再度入力を行ったりということで、無駄な手間というかも発生しているような状況でございます。
- 〇大野委員長 山形委員。
- 〇山形委員 分かりました。

その中の640万4,000円の中で導入費用とこの保 守は何年間で、その積算根拠が具体的に分かれば 伺います。

- 〇大野委員長 課長。
- ○鈴木都市計画課長 その前に、先ほど、ちょっと 訂正させていただきたいんですが、金額640万 4,000円と言ったところなんですが、640万400円 です。

あと、積算根拠ですけれども……

[「いいんじゃないですか、640万4,000円で」と言う人あり〕

〇鈴木都市計画課長 604万4,000円と言ってしまったやつです。すみません。

[「604万と言ったのですよね。640万で」 と言う人あり]

○鈴木都市計画課長 すみません。

あと、契約関係ですけれども、契約関係につきましては、令和6年3月1日から令和11年2月28

日までの60か月、5年間契約ということで長期継続契約を予定しております。

あと、金額につきましては、導入に伴う費用が 715万円、保守業務が330万円、これは5年間で 330万円、1か月5万円プラス消費税という形で す。

〇大野委員長 山形委員。

〇山形委員 導入が715万円で330万円ということで、 導入で715万円じゃないですか。これでもう今の 計上している640万円ですか、ちょっと数字に乖 離があるような気がするんですが、それをもうち ょっと具体的に。

〇大野委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 導入の経費ですけれども、当初予算で見ていたのが80万1,000円ありまして、それに今回システムを新たに構築するということで、プラス634万9,000円ですか、それを補正しているというところです。

〇大野委員長 山形委員。

〇山形委員 理解いたしました。

そうすると、もうこの申請・変更審査というふうなことで、多忙なこのシステムということで、 先ほど業務の効率が図られるというふうなことなんですが、具体的にどういう効率が職員の方に図られるのか伺います。

〇大野委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 どのような業務改善が図られるかということだと思いますけれども、現在の運用では、複数のシステムを利用しておりまして、重複した入力とか管理が難しくなっておりまして、ミス発生等の原因ともなっております。新システムを導入することにより一元管理ができるということで、複数システムへの重複した入力とかではなくて、無駄を解消する、負担軽減をする、それらをやりましてミスの軽減と防止も図れるという。

ことで運用を考えております。

- 〇大野委員長 山形委員。
- 〇山形委員 分かりました。

そうすると、申請とか変更とか審査があるとか、 1年間にどれぐらい申請があるのか、屋外広告物 というのは那須塩原市全体でどれぐらい存在して、 今、申請状況とか加盟状況、登録状況やられてい るのか、具体的に数字が分かれば伺います。

〇大野委員長 課長。

〇鈴木都市計画課長 申請件数ですけれども、令和 2 年度から申しますと、令和 2 年度が289件、令和 3 年度が305件、令和 4 年度が208件ということで、大体 3 年を平均すると年間267件という件数になっております。

あと、屋外広告物の箇所数ですけれども、これ は平成29年ですか、調査したときの時点のものに なってしまうんですけれども、その時点では大体 1万3,600件ぐらいですか。そのうち無許可で立 てているものとか、そういったものもございまし て、そういったものが5,700件弱ぐらいございま す。あとは、それ以外にものぼりが700本とか、 そういった箇所数でございます。

- ○大野委員長 そのほか質疑ございますか。 鈴木委員。
- ○鈴木委員 許可制と一緒に、料金も取っていますか。そうすると、年間でこれどこかにあったと思うんですけれども、この広告関係で市の収入というのは幾らになりますか。
- 〇大野委員長 課長。
- 〇鈴木都市計画課長 金額ですけれども、先ほどの 3年平均267件と申しましたけれども、3年平均 で217万円ぐらいです。
- **〇大野委員長** 鈴木委員。
- ○鈴木委員 今回補正で600万円出すということなんで、どれくらい年間あるのか、収入はどれぐら

いあるかなというところにちょっと興味があった もんでお伺いしたんですけれども、今までのシス テムに不具合があったということですけれども、 今までのシステム自体に機能不全があったり、何 かシステムの間違いがあって使えなかったんでは なくて、あくまで使っている人が2か所に入力し たりするので、使っている人のミスが多かったと いう認識で、まずはよろしいですか。

〇大野委員長 係長。

○福島都市計画係長 今の鈴木委員の御質問ですと、 複数システムに入力しているのでミス等が起こる のかということなんですけれども、その原因もあ るんですけれども、まず、今現在使っているシス テムについて栃木県から権限移譲を受けた際にア クセスのシステムを受けて、それを運用している わけなんですけれども、そもそも元号が例えば替 わったときに、そのシステムの元号のデータが正 しくなるようにというか、令和に替わったときに システムをいじったりですとか、あとは基準が、 規則を改正して屋外広告物の基準が改正になった り、そういった際に、その改正内容をシステムに 反映させるために業者さんの保守が入っていない ものですから、アクセスが分かる職員等が自前で システムを直して、修正をして今まで運用してき た経緯がございます。それが14年程度ずっとそう いう運用をしてきたものですから、システム自体 に、もちろん受け取ったときには当然不具合ない 状態で受け取ってはいるんですけれども、それを 年数運用している中で、いろいろな修正を職員自 ら行っていたことによって、システムの不具合等 が発生しているというようなことでございます。

〇大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 その職員というのは、一貫して当初からオペレーティングしているというか使っているのか、人が何年かで異動して、その引継ぎとか、

新しい人が使い方が慣れなくて、そのシステムを うまくそういうことは当然人が保守は頼んでいな いわけだから、市のほうの担当者がやるべきとこ ろが、それがうまくいかない。だけれども、それ を職員に慣れないところを無理やりうまく使えと 言っても、なかなか難しいところもあるというふ うに思うんですけれども、それはどういうことな んでしょうか、その間違いが生じた理由は。

〇大野委員長 係長。

○福島都市計画係長 栃木県のほうでシステムを構築したのは、業者に依頼をしてアクセスのシステムを導入して、それを引き継いでいるわけなんですけれども、市の内部におきましては、定期の人事異動がありますので、ずっと一貫して同じ職員がそのアクセスのメンテナンスを行っていたということではなく、その都度、担当している職員が勉強しながらやっていたというような状況でございます。

〇大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと、それは市の人材の使い方の方針なので仕方ないし、新しい人も不慣れだとそういうことが起きるのもヒューマンミス、しようがないこと、そういうこともあると思うので、そうすると、今度新しいものにすると保守も、今度は保守、そういった基本的なものとか、そういったことはもうシステム構築したほうの人かどうか分かりませんけれども、外部のところで料金を支払ってやってもらうと。市は、これからはそういうことじゃなくて、新規の管理のためのところだけ入力するということになるという理解でよろしいですか。

〇大野委員長 係長。

○福島都市計画係長 委員のお見込みのとおりでございます。業者のほうにメンテナンスを依頼しますので、そちらのほうは業者のほうで対応してい

ただけるということでございます。

- **〇大野委員長** 鈴木委員。
- ○鈴木委員 十何年間かは市の職員がやっていて、 ミスもあったということだけれども、要するに今 度は、これを導入するに当たって、外部に出した ほうがコストに見合っただけの、逆に言うと、そ の職員が違うこともできて仕事の効率化が図られ るというものと理解してよろしいですか。
- 〇大野委員長 課長。
- ○鈴木都市計画課長 委員のお見込みのとおりでございます。
- **〇大野委員長** そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ いますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計 補正予算(第7号)は、原案のとおり可決すべき ものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市計画課の所管の審査事項は以上となります。 ここで休憩とします。

会議の再開は3時20分とします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時19分

〇大野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた します。

◎都市整備課の審査

○大野委員長 ただいまから都市整備課の審査に入ります。都市整備課の皆様、お疲れさまです。

\sim	
 <i>(</i> '	>

◎議案第122号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 都市整備課につきましては、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、 建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原 市一般会計補正予算(第7号)を議題といたしま す。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたしま す。

課長。

〇浅賀都市整備課長 (議案第122号について説

明。)

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齋藤委員。

- ○齋藤委員 そうすると、38万5,000円のツヤハダ ゴマダラカミキリのあれなんですが、2公園の公 園場所と、あと被害木の伐採の本数というか、そ の辺をお聞かせ願いたいと思います。
- 〇大野委員長 課長。
- ○浅賀都市整備課長 それでは、被害のあった公園と木の種類、本数ということでございますけれども、公園としましては黒磯公園で3本、あと鳥野目の河川公園で2本となっておりまして、木の種類につきましてはいずれもトチノキとなっております。

以上です。

- 〇大野委員長 齋藤委員。
- ○齋藤委員 了解しました。今回、公園場所が2か所で5本のトチノキに生息するというか、そういうカミキリだというふうに思うんですが、今後やっぱり増えていく観点から、そういう今回の予算ではないんですが、そういう調べた中でこの2公園ということで、ほかはもう絶対、全然出ていないという解釈でよろしいんですか。
- 〇大野委員長 課長。
- ○浅賀都市整備課長 これ以外の被害があるかというふうな御質問かと思いますけれども、8月下旬に市内で最初に発生して調査した段階では、一応確認できたのがこの2公園の木でございましたけれども、当然ながら、市内公園以外にも木はございますので、そちらに生息していて、また被害が拡大する可能性というのは否定できないかとは思いますけれども、今現在は、この成虫が拡散しない時期に伐採処分することによって公園内での最低限の拡大防止を図りたいというふうなところで

ございます。

- ○大野委員長 そのほかございますか。 山形委員。
- **〇山形委員** 公園を調査したという、これどういう ふうな調査でやっているのかお伺いします。
- 〇大野委員長 課長。
- ○浅賀都市整備課長 市内都市公園におきましては、 それぞれ指定管理者ということで管理を委託している部分がございますので、それぞれの指定管理 者に頼んで調査をしてもらったというのと、黒磯 公園につきましては、たまたま私たち市職員がいきいきふれあいセンターで研修があったときに、 黒磯公園の駐車場を使った際に、公園の中を確認したら被害が自ら発見してしまったというふうなところでございました。鳥野目河川公園については、指定管理者からの報告があって職員が現地確認に行った際には、そこのそばで死んでいる虫まで発見して、一応持ち帰ったというふうなところでございました。

以上です。

○大野委員長 そのほかございますか。大丈夫ですか。

[発言する人なし]

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ いますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計 補正予算(第7号)は、原案のとおり可決すべき ものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市整備課の所管の審査事項は以上となります。 ここで、休憩とします。

会議の再開は、3時30分とします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時30分

○大野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた します。



◎道路課の審査

○大野委員長 ただいまから道路課の審査に入ります。道路課の皆様、お疲れさまです。



◎議案第108号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 それでは、議案第108号 那須塩原

市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題 といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

- ○高野道路課長 (議案第108号について説明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

〇鈴木委員 では、質疑させていただきます。

今の説明の中で、国に合わせて市町村も合わせたということなんですけれども、今、第1種、第2種については値上げしていますということなんですけれども、大方値上げしていますということなんですけれども、このページだけ見ても、下のほうに1、2、3、4、5、6、7、8、9の辺りにいくと、地下に設ける電線その他の類、まず大きく見て、このページの次だったか、すみません、ちょっと違うところのことを考えておりました。

単純に、さっきのところは、共架電線その他地上に設ける線類は、現行4円で、改正は4円で、地下は、その下は2円から3円になっていて、上はなぜ4円、4円で、地下だと3円になっているのか、ここについてはそのあたりの細かい話ですけれども、御説明いただけますか。

- 〇大野委員長 係長。
- ○大島管理係長 すみません、実際に地下というのが、土地の価格に応じてという形になるので、すみません、地下の埋設しているところとか、ここで言っているのは、上空に掲げる電線と地下に埋設するというところで、構造物の違いによるというところなんですけれども、すみません、詳しくはどういう算定方法かというところがあるんで確認しないと分からないというところがあるんで

すけれども、基本的には国のほうで出した、今回 でいうと上空にある共架電線については変わらず、 地下に設ける電線とかその他の線類については、 計算上上がるという形になりましたので、そこに 合わせて改正しているという形になります。

- **〇大野委員長** 鈴木委員。
- ○鈴木委員 国に合わせたというだけだと、次の話も同じかもしれないんですけれども、ページが今、開けたんですけれども、40ページのところで、上から2段目のところの広告等については、これは値下げになっているんだけれども、これも国がそうしただけという回答になりますか、そうすると。
- 〇大野委員長 係長。
- ○大島管理係長 国の基準に合わせて改正している という形になります。
- 〇大野委員長 鈴木委員。
- 〇鈴木委員 41ページについても、法第32条第1項、 第5号に掲げる施設というところの地下街及び地 下室、那須塩原市に地下街があるのかなと思っち やいましたけれども、これも何か現行A掛ける 0.005だったものが、A掛ける0.004、これ安くな っているんですよね。その下も掛ける数字が下が っていて、その下もそうですね、0.01から0.007 になっています。その下も480円から430円、290 円から260円というふうになっていまして、42ペ ージにいくと、ほぼ全ての項目に関して逆に値下 げになっています。今、課長の説明は、単純に値 上がっていますと言っていたので、これ見ると下 がってるほうが多いんじゃないかということで、 その43ページもそうですよね、大体が値下がりに なっているんだけれども、ざっくりその辺はちょ っと説明が違うかなと思うんですけれども、この 値上げ、値下げの国の方針というのがもし分かれ ば、お伺いしたいと思います。
- O大野委員長 係長。

- ○大島管理係長 全体的な方針というのは、すみません、私も分かりかねるところがあって、大変恐縮なんですけれども、例えばなんですけれども、祭礼とか縁日とかそういったところに関して値下がりしているところはあるんですけれども、こちらについては、コロナの時期とかもあったんですけれども、積極的にそういったイベント事については積極的に協力して行いなさいといったところがありまして、そのあたりは当然道路占用料というところはあって、道路の機能維持というのは絶対的なところなんですけれども、協力できるときは積極的にそういったところについては協力しなさいというような国からの通達とかそういったのもあったので、その辺も踏まえている可能性があると思います。
- 〇大野委員長 鈴木委員。
- ○鈴木委員 ちなみに、少しずれたらごめんなさい。 この1円とか2円みたいな値段のものに対して、 こうやって1円値上げしたからといって、市はち ゃんときちんと徴収を現実的には、今、そうか、 申請されているものには単価が変わるからできる んですね。

先ほども、広告看板みたいなもので無許可のものもあるみたいだということだったんですけれども、この電柱か何かに設置しているものは、市としては、それ、違うからやめておきます。

- **○大野委員長** よろしいですね。
- ○鈴木委員 以上で大丈夫です。ありがとうございました。
- ○大野委員長 そのほかございますか。 山形委員。
- 〇山形委員 分かりました。

この料金が上がったり下がったりは国や県の基準として市もやっていくということで、もう条例の一部改正するところの占有料の料金というのは、

どれぐらい上がるのか下がるか、その辺、積算根 拠があるのかどうか伺います。

- 〇大野委員長 課長。
- ○高野道路課長 積算根拠というか、今の現行の占用料でもう継続しているものが、電柱とか地下埋設なんかが主なものなんですけれども、今現在だと、大体道路占有料でいくと1,500万円ぐらいですね、収入見込みがありまして、今回の改正によっては約1,680万円の収入の変更があるというようなことで見込んでおります。この後に出てくる公共交通法定外のほうも、少なからずそうやっていったところで、そんなのを増額を見込んでおります。
- 〇大野委員長 山形委員。
- 〇山形委員 そうすると1,680万円と、もう180万円 ぐらい徴収料が上がるというようなことですが、 先ほど係長も言ったんですけれども、そういうふ うな料金は道路の維持管理というふうなことなん ですが、この道路の占有料というのはどういう財 源に充てられるか具体的にお伺いいたします。
- O大野委員長 課長。
- ○高野道路課長 ちょっとそのあたりは歳出の予算の外、内訳を見ないと分からない部分があるんですけれども、財政サイドのほうの話だと思いますので、すみません、その辺は控えさせていただきます。
- **〇大野委員長** よろしいですか。
- 〇山形委員 はい。
- 〇大野委員長
 そのほかございますか。

 [「ありません」と言う人あり]

昌長 質疑の途中ですが 議員間封議

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見はご ざいますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 し、これより採決いたします。

議案第108号 那須塩原市道路占用料徴収条例 の一部改正について、原案のとおり可決すべきも のとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第108号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第109号の説明、質疑、

討論、採決

○大野委員長 次に、議案第109号 那須塩原市法 定外公共物管理条例の一部改正についてを議題と いたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

- ○高野道路課長 (議案第109号について説明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 し、これより採決いたします。

議案第109号 那須塩原市法定外公共物管理条 例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第109号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第121号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 次に、議案第121号 市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

- ○高野道路課長 (議案第121号について説明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ありませんか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ いますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 し、これより採決いたします。

議案第121号 市道路線の認定については、原 案のとおり可決すべきものとすることに異議ござ いませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第121号については原案のとおり 可決すべきものと決しました。

◎議案第122号の説明、質疑、 議員間討議、討論、採決 ○大野委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切り替えて、審査を行います。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計 補正予算(第7号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

- ○高野道路課長 (議案第122号について説明。)
- ○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

〇山形委員 予算執行計画書の12ページです。

新規で特定外来生物による被害木伐採というふうなことなんですが、どこの箇所を具体的どれぐらいの木を伐採するのか、あと工事の期間、そういったものも含めて詳細な内容をお伺いします。

〇大野委員長 課長。

○高野道路課長 これは改めて説明いたしますけれ ども、先ほど主に西那須野地区ということでお話 をしました。こちらは、メインは我々は道路管理 者なのでやっぱり道路の部分、街路樹の樹木とい うことになりますけれども、こちら西那須野地区 では旧400号ですね、まず一番大きなところ、4 号線から大田原に向かう旧400号が街路樹がある んで、そこがメインですけれども、それともみじ 通りというのがありますね、JRと並行して走る もみじ通り、これが旧400号から新400号までの間 だと思いますけれども、その部分と、大きくはそ の2つと、あとぽっぽ通りと、それから大高前通 りということで、大きく言うと4路線ほどござい ます。今調査をかけまして、伐採を予定している のが大体全部で約200本近くあります。188本あり ます。我々の見立てですけれども、大体400号が そのうち92本ということで、大多数を占めている

ということでございます。

これがやはり一番懸念されるのは、虫に食われ て倒木ということが道路の街路樹なので、やっぱ りそれを阻止したいということで、これはもう 国・県の、先ほど来説明があったと思うんですが、 指導、指示で伐採をするしかないということで、 組合のほうからも見積りを徴収しまして、実際ど うするのかと、この対策までちょっとお話ししま すけれども、実際やっぱりここはもう伐採で、膝 ぐらいまでをもう切ると、それかそのぐらいです ね。それで、今言われているのは、殺虫剤をして、 シートをかぶせる、ここまでを言われて、指導が ありまして、さらには歩道なのでそのままにして おくと危ないので、両脇に目印とポストコーンと いうデリネーターというのをつけてということで、 そんな作業を想定しています。なかなか根っこを 起こすということになると、かなり規模も大きく なり費用もあるので、そこまでは今回は見込んで いないんですが、そこまでの作業を一連のその作 業を見込むと、片側の規制なんかも入りますから、 これガードマンなんかも要りますけれども、そう すると約1本当たり10万円ぐらいかかるのかなと いうことで見立てております。そうするとやっぱ り2,000万円クラスになるということになります。

〇大野委員長 山形委員。

○山形委員 今御説明あって、私たちは理解できるところなんですが、旧400号とかいらっしゃいますと、西那須野地区の方々には憩いの場としてこういうふうな景観というふうなこともあると思うんですけれども、そういうふうなことを考えたときにカラーコーンとかを置いて半分だけ切ってしまうと、何か景観を損ねて住民からかなり苦情があるんではないかなというふうな、そういうふうな懸念もあるんですが、そういった対策はこの伐採によって考え、そういったところまで考えてい

るのかどうか、特定のある程度の専門知識があった人がきれいに伐採しないと、切るだけではなかなかあれなんですけれども、その辺、市民の理解が得られるのかなと、その辺はどう考えていますか。

〇大野委員長 課長。

○高野道路課長 その市民の理解ということで、 400号をやっぱりばさばさ切ることになるんで、 何が始まるんだということで、やっぱりそこが一 番懸念しているところなんです。今言われたとお り、やっぱりその切った後の形状とかも、見栄え がいいものでもございませんし、ちょっとそのあ たりは、今後、地元だけじゃなくて広域的な周知 というものがやっぱり必要ですし、とにかくまず この初期段階で撲滅するために、伐採が必要なん ですよということを丁寧に周囲に説明をしなけれ ばならないのかなというふうには思っております。

〇大野委員長 山形委員。

〇山形委員 分かりました。

そうすると、那須塩原市のみでなく、この特定 外来物の被害による伐採というのは、もう近隣の 市や町も同じような方法で撲滅のためにやってい くというふうなことは、もうこの辺の街路樹はほ とんどなくなってしまう、生息されていると、そ ういうふうな情報的なものは入ってきていますか。

〇大野委員長 課長。

○高野道路課長 そうですね、現時点では、やっぱり今申し上げました400号のところなんかは、当然その先は大田原市なので、一連の路線でありますので、我々と同じ時期に対策を取るということで話は聞いております。

〇大野委員長 山形委員。

〇山形委員 最後になります。これ伐採以外に方法はないんですか。切らないと撲滅につながらない、例えばほかによる、例えば消毒とか、そういった

ものはなく、伐採しか考えられないというふうな ことの認識でよろしいんですか。

〇大野委員長 課長。

○高野道路課長 委員おっしゃるとおり、もう伐採 しかないということで言われておりますので、御 理解いただきたいと思います。

- 〇山形委員 分かりました。
- **〇大野委員長** 鈴木委員。
- ○鈴木委員 今、これを全部切ってしまうのか、 400号とそれからもみじ通りと言っていましたよ ね。もみじ通りは、旧400号はトチノキだと思う んです。もみじ通りはモミジだと思うんです。そ うすると、ちょっと微妙なんですけれども、この 予算で、あと4か所と言っていたんですけれども、 木はそのモミジとトチノキだけなのか、ほかにも イチョウの木とか、それからハナミズキだの、こ の前はどこだったか、中央通りだって木をわざわ ざ植えたところがあるんですけれども、そういう ところに対する影響も考えなきゃいけないのか、 それは随時考えて予算を取っていくのか、今回、 これ予算の話なので予算も絡めて質疑しないとい けないかなと思っているんですけれども、この予 算でいいのかという話ですよね。

まず、樹木の種類はどうなのかというところは どうなんでしょうか。

〇大野委員長 課長。

○高野道路課長 まず、樹木の種類ということですが、もみじ通りはモミジで、400号はトチノキということで、あとは例えばぽっぽ通りなんかはカッラとかモミジ、キンモクセイとか、いろいろな種類があるということで聞いております。

中央通りなんかというお話も出ましたが、あそこはナナカマドがあるということで聞いています。 今回、調査したのは、やっぱり一番は甚大な被害が見込まれるような大木がメインでございますけ れども、その中では、やっぱり先ほど言ったトチ ノキの400号と、もみじ通りのモミジということ で選定をしている。これで十分なのかというのは、 なかなか我々も専門ではないので、若干変動はあ ると思うんです。これで十分なのかというのは、 もう本当に手探りの中で進めている状況ですので、 ただ、今回400号に関しては県の森林環境事務所 の職員なんかも一緒に同行していただいて、あと、 博物館の職員なんかも一緒に400号を見て、これ はやられているねというような、そんないろいろ な視点で見て選定をしたということでございます。 ただ、彼らも専門家ではないので、若干の変動 はあるのかなと思いますので、今後については、 何とも、その周囲の拡大範囲というような状況を 見ながら対応していくしかないのかなというふう に思います。今回は、本当、先ほど言ったように 甚大な被害が見込まれるような路線を補正という ことで、環境サイドと調整しながら進めていきた いなというふうに思っております。

〇大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 樹木に関するのと今後については、まだ検討するということなので、ちょっと話を戻しまして、この予算についてなんですけれども、かなり年数のたっている木を切っていくということなんですけれども、400号にある木は、じゃ、残る木が逆に何本かあるのか、もう全伐、皆伐にしてしまうのか、それは中央通りに関しても、紅葉が立派で紅葉がきれいだと言っているところなんですけれども、どういう経過、残るのか、少しは残るのか、もう皆伐にしてしまうのか、そこは今どういうふうに考えているんでしょうか。

〇大野委員長 課長。

○高野道路課長 400号に関しては、ほぼ切ります。 もうやはり症状が出ていますので、もう切る以外 にはないということで考えております。ただ、も みじ通りに関しては、そこまでの症状は見られない部分もあったので、全体からの3分の1程度ぐらいが今回も伐採する予定ではおりますけれども、そんな見立てで、大きく言うとそんな状況でございます。

〇大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 山形委員も言っていましたけれども、 それだけ長いことあった木を切るとなると、これ を施行するのが繰越しになったので来年ですね。 本当に地域住民とのそれこそ有無を言わさずやる、 予算を取ったらやっていくわけでしょうから、や っぱりなくていいという、わざわざ切っちゃうニュースでもやっていましたけれども、自分の店の 前切っちゃう業者さんもいるぐらいですけれども、 でも、やっぱり残してほしいと思っている人もい っぱいいる中で、これを実行するに当たって周知 徹底がすごく大事だと思うんですけれども、改め てになるのかな、それ関係するところには伐採費 が入っているか分からないんですけれども、改め てどんなふうにするかだけ、じゃ、最後にお願い します。

〇大野委員長 課長。

○高野道路課長 そうですね、周知はやっぱり重要かなと思いますので、先ほど言ったように、広域的にやっぱり必要でもありますので、広報とかホームページはもちろん周知したいなと、ちょっと環境サイドとも連携はしますけれども、あとはもちろん実施作業のとき、3月、4月の段階になるかと思うんですが、事前の告知看板、こういう状況なので伐採をする予定ですというような、工事のときに使うような告知看板なんかももちろん必要ですし、関係自治会のほうとも説明には丁寧に歩きたいなというふうには考えております。

〇大野委員長 そのほかございますか。小島副委員長。

- 〇小島副委員長 切るのは分かるんですけれども、 その後、植樹するのかどうかみたいなことは、今 後考えていくのかどうかお伺いしたいと思います。
- 〇大野委員長 課長。
- ○高野道路課長 そのあたりは、まだ決まっていないですが、ただ、街路樹に関してはその後の植栽は考えておりません。公園とか学校のところは、まだ今後だと思うんですが、街路樹についてはそこまでは考えていないという状況です。
- ○大野委員長 そのほかないようですので、質疑の 途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ いますか。

山形委員。

- **〇山形委員** 意見ということで言わせていただくん ですが、今まで長い年月を費やして立ってきた木 を切るというのは一瞬で切るじゃないですか。も う10年も20年もああいうふうに400号の景観を保 ってきた木というのは、やっぱり皆さん思い入れ あると思いますから、さすがに撲滅とそういった ものも考えると、木を切らなくてはいけない部分 もあるんですけれども、やはり先ほど鈴木委員が 言ったように、地元の方々に懇切丁寧な説明して、 ちゃんと理解を踏まえて物事を進めないと、また 行政が一方的にやっているというふうに言われて しまうので、地域住民の理解は必ず必要だなと思 うんですけれども、その辺を含めて進めていただ きたい。もう勝手に何かチラシだけ入れて、勝手 に切っていきますというんでは、なかなか得られ ないかなと思うんですけれども、黒磯地区の人間 なんですけれども、西那須野地区の鈴木さんの意 見も聞きたいなと思うんで、もしお声ある。
- ○大野委員長 今、山形委員のほうから意見という ことで、ほかの委員の方で意見ございますか。 鈴木委員。

- **〇鈴木委員** 議員同士のコンセンサスみたいなとこ ろでは、予算を取ってやると言っているので、や ることについてはもう反対する理由はないだろう と思う。だから、今言ったようなところを検討し てもらうことを条件にやってもらう。それから、 いや、同じなんですけれども、小島委員の話も同 じですけれども、本当だったらどういうふうに切 った後、どういうふうに検討するかというところ までやっぱり、市民には切るんだと言うなら、そ の後どうします、どうするんだと思う人もいるは ずだから、その辺まで本当はちゃんと考えて事業 実施はしてもらいたいとは思います。でも、やら ないわけにいかなくて、那須塩原市だけじゃなく て、これ全国的にやっている問題みたいで、全国 的にやっているんでしょうから、やるとなったら 遅らせるよりは判断は早いほうがいいんでしょう から、皆さん、議員の皆さんはやむなしと思うん でしょうねというところで、議員間討議かな。
- **〇大野委員長** 中村委員。

以上です。

○中村委員 これ非常事態のために多くの一つの手の中でやるわけですから、景観とかそういうのも非常に分かりますが、これをこのままやっていくと景観どころではないという、すごい事態に入るということを市民にもしっかりと説明をすることによって、切っていただかなければいけないというものを理解度は深まると、こう私は思うね。ですから、やっぱりこの日本全国でこういう外来種が来て、日本の固有のそういう植物とか生態系が変わってしまうんですよというものをしっかりと説明をすることによって、皆さんで一緒に撲滅していこうじゃないかという、私どもの地域は自然に恵まれているんで、街路樹の木がなくなっても、まだまだ自然の木はいっぱいありますので、そういったものをしっかりと理解をしていただければ、

私は、やはり皆さんで一致団結してそういう有事 に備えようなという考えになっていくと思うんで す。

いずれにしましても、これ国でもしっかりとや らなきゃ、取り組まなきゃ、これどうしようもな いということで、国の補助金を使ってやってくだ さいよというパターンでやっていますので、そう いったものを、ただ単に市民が欲しいものを勝手 に壊すんだよというイメージはつくらないほうが いいですよ。悪者になって損しますから、もうや むを得ず、これをやらなきゃいけない、決断のと きですよというものをしっかりと皆さんで共有し てやっていく事業ではないかと私は思っています ので、そういったものを決意を込めて市民に知ら せて撲滅しましょうという決意の下にやっていく しかないわけですから、うちだけ、那須塩原だけ 切らないなんていったらとんでもないことになっ ちゃうわけですから、やはりそれは皆さんで、で すから議員もやはりみんなほかの委員会の議員に も、皆さんに知らしめをして、みんなでどうすべ きかというものをやっぱり皆さんで意見を交換し てもいいし、それは会派でもやりたいと思ってお りますし、やはりこういう対応は有事ですからし っかりと取り組んでいこうじゃないかというもの を、我々議員自らも考えていかなきゃいけないと 私は思いますが、どうですか。

〇大野委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 やっぱり今、皆さん3人、4人が発言したように、課長の話では、広告等を入れて住民に知らせるということはもちろん大切なんですが、もみじ通りと400号のところの地域住民の自治会ぐらいは、切る場所に係る自治会ぐらいは集めてやっぱりきちっと説明をするべきだろうなというふうに思うんです。

あと、もう1点は、先ほど切り方を1mぐらい

残して切っていくということなんでしょうけれど も、以前にやっぱり西那須野地区の街路樹が枯れ て、住民要望をもらって解決したことがあったん ですが、何年も解決できなくて、というのは、切 り株をこのぐらい逆に残すと、雪が積もったりす るともう全然分からなくて、みんな転んでしまう という苦情があって、危険性が非常にあるという ことなんですよね。逆に本当は伐根が一番いいん ですが、200本近い伐根というのはなかなか難し いでしょうから、やっぱりそこの危険性という高 さをきちっと加味してやらないと、本当に50cmぐ らい残すと、枯れ葉がかぶったり、現地を私も見 たことあるんだけれども、雪が降った日なんかは 全然分からないんですよね。そうすると、みんな そこで転倒するという苦情があった例があるので、 その辺の残し方というのもやっぱり検討をきちっ として、あとは自治会に担当、係る自治会には改 めての説明会をしたほうがいいと思います。宣伝 はもちろんですけれどもね、と思います。

〇大野委員長 そのほかございますか。

今、議員のほうからいろいろ意見があったんで すが、これに対して執行部のほうで何か。 部長。

○冨山建設部長 大変貴重な意見をいただきまして ありがとうございます。

我々としても、あそこを全伐するということになれば、やはりそれなりの影響も大きいというふうには思っておりますので、自治会の方々もそうですけれども、近隣の住民の方々、そういう方々にもきちんと説明できればというふうに思っていますし、また、環境部サイドとも調整しながら取り組んでいきたいというふうに思います。

○大野委員長 よろしくお願いいたします。 ほかに討議すべき内容はございますか。 「「ありません」と言う人あり〕 ○大野委員長 ほかに討議すべき内容がないようでしたら、これで議員間討議と併せて質疑を終了したいと思いますが、ほかに質疑はございませんか。
〔発言する人なし〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び 質疑を終了したいと思いますが、異議ございませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結 し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計 補正予算(第7号)は、原案のとおり可決すべき ものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり 可決すべきものと決しました。

道路課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。

会議の再開は、4時25分です。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時26分

○大野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた します。

◎その他

○大野委員長 その他として委員の皆様から何かご ざいますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 事務局から何かありますか。

[発言する人なし]

◎閉会の宣告

○大野委員長 以上で今定例会議における委員会の 審査事項は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長 に提出いたしますので御一任くださるようお願い いたします。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会 いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 4時27分